

平成30年第4回定例会

(第2日)

平成30年12月10日

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	古 川 洋 文	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	石 田 善 久
企画財政部長	須 藤 俊 弘	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	今 井 匡 己
健康福祉部長	三 上 裕 樹	監査委員事務局長	三 上 庚 也
経 済 部 長	西 谷 司	教 育 長	柴 田 正 人
建 設 部 長	木 村 雅 博	農業委員会会長	柴 田 博 明
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	山 田 一 敏	代表監査委員	鳴 海 和 正

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	一 戸 岬
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時01分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。また、傍聴席では、議事進行の妨げにならないように静粛をお願いいたします。

議会運営委員会委員長より、7日に開催された議会運営委員会において申し合わせました事項について配付しておりますので、御精読願います。

また、お手元に配付いたしました議員提出議案第1号種子法の復活を求める意見書の提出については、議会最終日の13日に提出されることになりました。議会運営委員会で協議の結果、議員全員での提出であることから、委員会付託並びに質疑・討論を省略し、直ちに採決を行うことになりました。よって、事前に資料として配付しておりますので御精読願います。

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とし、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は質問席に移動して、最初の質問の際は、挙手のうえ議席番号を告げてください。なお、次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。

次に、特別職を除いた市職員は挙手のうえ職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

配付しております一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は11名であります。

本日は、第1席から第6席までを予定しております。

第1席、10番、原田 淳議員の一般質問を行います。

原田 淳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

原田 淳議員、質問席へ移動願います。

(原田 淳議員、質問席へ移動)

原田 淳議員の一般質問を許可します。

改めて、おはようございます。

ただいま、議長より一般質問の許可を得ました、第1席、議席番号10番、新風の会の原田 淳です。

今年の6月議会においても皆さんに紹介いたしました、当市の助成制度で、骨髄移植ドナーに対して奨励金が青森県で初めて利用されたことを紹介いたしました。11月26日の東奥日報に掲載された記事ですが、「骨髄ドナー広がる支援」と題して大きく載っていました。簡単に紹介いたします。

骨髄ドナーに対して、助成制度を設けて休業補償をする自治体が県内でもふえてきた。ドナー候補になっても仕事を休めない、給料が減るなどとして提供を断念するケースがあるため、これまで4市町村が導入、県内で先駆けて開始した平川市では、本年度既に2人が利用し提供につながった。関係者は「助成制度があれば助かる命がふえる。」と期待を寄せている。東奥日報にこのように載っていました。

私は、このことは平川市の最も自慢できることではないかと思っております。できることであれば小学校の高学年と中学生に、「平川市ではこのよ

○議長
○10番
(原田 淳議員)

うな助成制度を行っているまちです。」と自慢げに教えて、伝えていってほしいと思っております。

また、市長は議案説明において、小・中学校のトイレを年次計画をもって洋式化に努めると述べました。父兄の方々はどれほど喜んでのことか、わかりません。よろしく願いをいたします。

それでは、通告にしがいまして質問をまいります。

1. 小・中学校へのエアコンの設置について。

9月議会においても、私は小・中学校へのエアコンの設置について一般質問いたしました。11月13日議案説明会がありまして、そのときに教育委員会より小学校へのエアコン設置について説明があったと聞いております。私は体調が思わしくなく、その日に出席できませんでした。

これから小・中学校へのエアコンの設置について質問してまいります。教育委員会が13日に説明いたしましたことについても、またお聞きするかもしれませんが、よろしく願いいたします。

全国の公立小・中学校へのエアコン設置等については、安倍首相が自民党総裁選で3選を決めた9月20日に、対策経費を盛り込んだ補正予算案の編成を既に表明しておりました。第197回臨時国会が平成30年10月24日に召集され、会期は10月24日から12月10日、今日までの48日間となっております。

安倍首相は所信表明演説において、2018年度、平成30年度の第1次歳出補正予算案において、この夏大きな自然災害が相次いだことから災害復旧を加速させることを初め、子供たちの命を守るため、熱中症対策として全国の公立小・中学校にエアコンの設置等の合計補正予算額9,356億円を臨時国会に提出いたしました。

そのうち、子供の熱中症対策として、全国の希望する公立小・中学校へ普通教室へのエアコン設置に補正予算817億円計上され、11月7日に補正予算が成立したと思っております。

また、政府は、来年の夏までには希望する全ての小・中学校での整備を目指すともしております。

9月議会においての一般質問で、私が発言したエアコンの設置状況は、平成29年4月1日現在の普通教室及び特別教室を合わせた数字を述べました。11月13日教育委員会から提出された平成30年9月1日現在の資料によりますと、全国の公立小・中学校の普通教室でのエアコンの設置状況は58%。現時点で未設置の普通教室は約161,000教室。当市においては普通教室、小・中学校合わせて114教室ありますが、エアコンは設置されていない状況となっております。

いずれにいたしましても、政府はエアコンの設置を希望する全ての公立小・中学校へ交付金措置をすると。臨時交付金は、1年程度の期間限定とし、整備費用及び元利償還金を含め73.3%を支援すると。

先ほども言いましたが、政府は全国の希望する全ての公立小・中学校の

普通教室を優先してエアコン設置の財政支援をしております。当市でも要望したと、希望したとしたならば、エアコンの設置は間違いなく認可されるものと私は思っております。

さて、当市においてはエアコンの設置場所は普通教室、特別教室のパソコン室、その他として保健室、校長室、職員室を要望したと聞いております。

しかし、平賀東小学校、猿賀小学校、碓ヶ関小学校については改築中あるいは改築予定のため要望しなかったと。要望いたしましたエアコンの設置場所の内訳と数を教えてください。お願いします。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

原田 淳議員の御質問、小・中学校へのエアコン設置についてお答えをいたします。

議員御質問のとおり、今年の猛暑に起因する熱中症など、健康に多大な影響を及ぼしていることを踏まえ、その対策として公立学校における空調設備の整備を推進することを目的とした国の臨時特例交付金が新たに創設され、今年度第1次補正予算817億円が今国会で可決成立したところであります。

まず、保有教室数260室ですが、今年9月1日を基準日とした空調設備設置状況調査で回答した市内全小・中学校の普通教室、特別教室を合わせた数であり、これには平賀東小学校、猿賀小学校、碓ヶ関小学校の3校も含まれています。

次に、市が要望したエアコンの総数については、国会での予算審議に並行して、県を通じ国の要望調査が行われ、市内13の小・中学校のうち10小・中学校、合わせて123室の設置を希望する旨を回答しています。

その内訳として、普通教室が96室、特別教室としてコンピューター室が3室、その他の教室として、保健室、職員室、校長室が24室としています。

今回要望しなかった3校は、現在改築工事を行っている平賀東小学校と猿賀小学校、平成33年度完成予定とした移転改築を計画している碓ヶ関小学校です。

その理由として、平賀東小学校と猿賀小学校は現在、国の補助事業である学校施設環境改善交付金を活用した改築工事を行っており、エアコン設置の臨時特例交付金を活用すると、同時期に複数の交付金を活用することとなります。

また、碓ヶ関小学校は平成33年度完成予定とした移転改築を計画していますが、今回、臨時特例交付金を活用した場合、現在の校舎にエアコンを設置することになります。

このため県教育委員会とも相談しましたが、重複した交付金の活用や短期間の利用が明白な整備への交付金の活用は、いずれも制度上好ましくないことから、要望しないことといたしました。以上でございます。

○議長

原田議員。

- 10番
(原田 淳議員) 要望した教室は全部で123ということでした。普通教室が96、特別教室が24、パソコン室が3ということです。
- 議長 確認です。平賀東小学校の改築は終了したと。それから猿賀小学校は改築中と、碓ヶ関小学校は改築予定のため要望しなかったと。この3校の普通教室へのエアコン設置については、自主財源で設置すると聞いていますがどうなんでしょうか。
- 議長 教育長。
- 教育長
(柴田正人) お答えします。議員御質問の3校へのエアコン設置に係る財源につきましては、国の交付金や起債などの活用を検討したいと考えています。
- 学校教育の機会均等の確保と教育水準の維持向上を図ることはもちろんであります。コスト意識もしっかり持ち、県教育委員会や関係部局と相談協議のうえ進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。以上です。
- 議長 原田議員。
- 10番
(原田 淳議員) 起債等を利用したいということのようです。大変いいかと思えます。
- 臨時国会での補正予算が11月7日に可決されたことにより、政府からの採択通知が来ていますか。
- また、もし来ていたとしたならば、要望額の全て来たのかどうか。その内訳がわかっているならば教えてください。
- 議長 教育長。
- 教育長
(柴田正人) 10月16日に開催されました国の説明会資料では、11月下旬に内定されることとしておりました。このことから、12月5日付で内定通知がございました。その内定通知の総額でありますけれども、5,238万9,000円でございます。以上でございます。
- 議長 原田議員。
- 10番
(原田 淳議員) 要望額の何割ぐらいですか。5,238万9,000円、わかります。それで内訳についてはちょっとわからないんですか。その辺もう一度お願いします。
- 議長 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長 (大湯幸男) 原田議員の要望額に対してのパーセントということでお答えをいたします。当初要望しました金額は6,697万8,000円でございます。これに対しまして、先ほど教育長答弁いたしました今回の内示額、5,238万9,000円ということでございます。パーセントでいきますと78.2%ということでございます。
- 議長 原田議員。
- 10番
(原田 淳議員) わかりました。78.2%、つまり全額ではないということですよ。政府からの額が提示されたことにより、それを持って予算措置は3月議会の予算計上となるわけですか。
- 議長 教育長。
- 教育長
(柴田正人) 議員おっしゃるとおり、3月議会に予算計上したいと考えております。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

3月議会に予算計上すると。政府は、来年の夏までには希望する全ての小・中学校の普通教室のエアコン設置整備を旨とするとしております。

しかし、全国的にこの事業が始まりますと、エアコンの在庫や設置業者などへ時期が集中してしまい、計画に沿った事業がなかなか思うようにいかないのではないかと考えております。

そのようなことから、一日も早くエアコン設置整備計画を立てていくべきではないかと考えますが、その辺についてちょっとお聞かせください。

そして、本市においても来年の夏までにはエアコンの設置を終了というふうにして考えていますか。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

議員御指摘のとおり、政府は来年の夏までの設置を旨とするとしておりますが、時期の集中によるエアコン本体や設置業者の確保が困難となることが予想されております。

平川市におきましては内定通知がありましたので、今後事務手続きを進め、何とか進めてまいりたいというふうにして考えております。以上でございます。

○議長
○教育委員会事務局
局長 (大湯幸男)

教育委員会事務局長。

原田議員のほうから、何とか夏までに間に合うようにということの御質問であります。今、教育長もお答えしました。できるだけ早く事業に着手して、夏に間に合うようにということには対応したいと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、全国的に業者さんあるいは物も足りなくなるということが想定をされます。それを踏まえまして、早く対応して間に合うようにということで対応したいと思っております。以上です。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

期待しています。そのことについては、夏までには。

ということで、9月議会の答弁では、現在の改築が終わりました平賀東小学校、改築中の猿賀小学校につきましては、パソコン室、保健室、校長室、職員室にはエアコンの設置を決めていると。また、今後改築、大規模改修を実施した学校につきましても、同様にエアコンを設置したいと、このような答弁をしてございました。

小・中学校へのエアコン設置について、政府の動きが大きく変わってきたことから、本市においては改築、改修の予定がない小・中学校においてもパソコン室、保健室、校長室、職員室へのエアコン設置を政府に要望したようです。大変いいことだと思っております。

しかし、政府は最優先として普通教室へのエアコン設置整備としております。本市の要望どおりいかなかったときにおいても、各学校の設備等については、できる限り平等に対応していくべきと思っております。

教育委員会では、政府からパソコン室、保健室、校長室、職員室のエアコンの設置が不採択となったときは、あくまでも改築、大規模改修が行わ

れた場合に限りエアコンの設置をしていくという考えなのかどうか、お聞かせください。

○議長

教育長。

○教育長
(柴田正人)

エアコンの設置につきましては、学校の教育機会均等の確保と教育水準の維持向上を図るためにも、議員御指摘のとおり、全ての学校で実施してまいりたいと考えております。エアコン設置に当たっては、市の負担軽減を図る観点から、まずは国の交付金等を活用して進めてまいりたいというふうにして考えております。以上でございます。

○議長

原田議員。

○10番
(原田 淳議員)

なかなか難しいようですね。

平賀東小学校、猿賀小学校改築。それから、碓ヶ関小学校は33年度で改築予定終わってしまうと、それから松崎小学校は32年度に大規模改修予定と聞いております。

しかし、改築、改修計画の予定がない小・中学校、特に最近、改築が行われた平賀西中学校、尾上中学校、大規模改修の小和森小学校については、これから何年先に改築、改修が行われるのか全然先が見えていないのではないかと、このようなことから公平さに欠くのではないかと考えております。

学校を改築、改修するには莫大なお金がかかります。国等からの補助金などにより対応して、そのときにエアコンの整備をすることにより、自主財源の持ち出しが少なくなることは、わかります。

市内の小・中学校の施設設備等につきましては、平等に公平になるよう年次計画を立てて対応していただきたいと思います。どうかその辺、検討していただきたいと思います。この件についてはこれで終わります。

次に、中学生を対象としたピロリ菌検査と除菌の無料化の実施についてでございます。

ピロリ菌検査については、平成28年の12月議会において一般質問いたしました。翌年、29年度より20歳から39歳になられる方を対象にピロリ菌検査を無料で実施いたしました。素早い対応、誠にありがとうございます。

皆さんも知っていると思いますが、胃がんは日本では大腸がんに次いで2番目に死病率の高いがんとなっています。胃がんはピロリ菌と深い関係があり、胃がんの約80%はピロリ菌感染によるものと言われております。

上下水道の普及率が低かった現50代以上の方は、衛生状態が悪かった幼児期に感染している可能性があり、その確率は2人に1人はピロリ菌に感染していると言われております。

ピロリ菌は幼児期に感染しやすく、免疫が強い成人になってから感染することはほとんどないと考えられています。仮に成人男性が大量のピロリ菌を口から摂取したとしても、基本的には急性胃炎を発症するのみで、胃に定着が持続する事例はほとんどなかったそうです。

また、ある国の調査では、両親がピロリ菌に感染している場合、子供への感染率は約40%に達しているそうです。ピロリ菌を除菌する年齢が若いほど予防効果が高いとも言われています。

平成28年の12月議会において、私は、弘前市では中学生を対象にピロリ菌検査を実施する計画があると言いました。翌年度、29年度より、弘前市では市内の中学校に在学する中学2年生の生徒、及び市内に住所を有する中学2年生の生徒のうち検査を希望し保護者の同意を得られた生徒を対象として、ピロリ菌検査を29年度から無料で実施いたしました。

陽性の生徒には2次検査を行っており、2次検査においても市が全額負担しているそうです。

弘前市では、市内中学校2年生を対象に29年度に取り組んだピロリ菌の1次検査の結果を、たしか30年1月20日に発表いたしました。対象者が1,500人で、希望した生徒は1,057人、受診率70.5%、このうち陽性は61人、陽性率5.8%であったと。陽性者には2次検査を勧奨し、再度陽性と判定された場合、ピロリ菌感染が確定することになるようです。

弘前市では受診率が70%以上の検査の希望者があったことに、私は非常にびっくりいたしました。内心これほど多くの生徒が受診するとは思っていませんでした。親の承諾を得なければならないことを考慮すれば、10%程度でも受診すればいいほうだと思っておりました。本当に驚きました。

また、検査の結果で61人もの生徒が陽性となり、陽性となった生徒の家族は改めてピロリ菌検査をするのではないのでしょうか。このようなことから、早期発見、早期治療となるのではないかと考えております。

市長は、平川市を健康長寿青森県ナンバーワンを目指すと言っております。ぜひ無料で中学生を対象としたピロリ菌検査と、陽性の方への除菌の実施をしていただきたいと考えております。市長の考え方をお聞かせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

原田 淳議員の、中学生を対象としたピロリ菌検査・除菌の無料化の実施についての御質問にお答えをいたします。

現在、議員から御指摘がありましたが、当市におきましても20歳から39歳までのピロリ菌検査を実施しておりますが、中学生を対象とはしていません。

中学生を対象としたピロリ菌の検査・除菌については、除菌における副作用のリスク、毎日の投薬管理の問題など、検査の結果、陽性となっても即座に除菌を行わないケースも見受けられます。

現在、国では、一律に若年層のピロリ菌の検査及び除菌を推奨するところまでは至っていないことから、現在、市で行う20歳からの検査実施で胃がん予防の観点からは十分目的を果たせるものと考えております。

ただし、ピロリ菌が胃がん発症のリスク要因であることは明白な事実で

あり、今後は国でも早期発見、早期除菌の方針を打ち出す可能性も高いことから、国の方針に注視し、必要に応じて実施を検討していきたいと考えております。以上です。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

全国の市町村レベルで、中学生を対象にピロリ菌検査と除菌に取り組む自治体がふえているそうです。

なぜ、中学生が対象かと言うと、中学2、3年生は体格が大人に近づき、15歳以上で成人と同じ用量で除菌薬が服用できることと、若いほどピロリ菌を除菌する予防効果が高いと言われております。私や市長の年齢になりますと、1回の除菌では除菌しきれないようなこともあるそうです。

これは県単位のことですが、佐賀県では、保護者から同意が得られた中学3年生を対象に、学校検診の検尿の残りを利用してピロリ菌感染を調べております。陽性と判定されると2次検査となり、さらに、陽性の場合には無料で除菌をしているそうです。

佐賀県は、中学3年生の8割近くに当たる6,953人が1次検査を受け、399人、5.7%が陽性となり、うち279人が2次検査を受け、208人が除菌対象者となり、除菌を無料で行っております。

除菌対象者となった生徒の家族は、なかなかピロリ菌の検査など子供に受けさせるという考えはなかったが、学校からの通知で気軽に受けさせてみたが、陽性とわかりびっくりしたと。しかし内心、安心もしたと。家族で近く検査を受ける予定と言います。このように実際、生徒のピロリ菌検査や感染を機会に検査、除菌を受ける保護者もいます。

都道府県単位では、佐賀県が初めての試みだそうです。また、北海道、秋田県、山形県、長野県、兵庫県、大阪府、岡山県などの市町村でも除菌まで実施しているところが多くあります。当市においても、ぜひ中学生のピロリ菌検査と除菌までを無料で実施していただきたいと思っておりますが、いま一度市長の考え方をお聞きします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

中学生を対象として無料にできないかということですが、このピロリ菌に対する、若年世代の検査に対する考え方というのは、まだ医師によってまちまちな考え方があるように聞いております。

議員から御指摘いただきましたが、私の年代といえますか、私も10年ほど前にピロリ菌の除菌をいたしまして、そのときは1週間から2週間ぐらいでしたか、抗生物質を飲み続けなければならないということがありまして、そういう経験がありますが、ピロリ菌の早期発見・早期除菌ということで、中学生からの検査と除菌を実施すべきとする特定の学会の動きがあります。

その一方で、「無症状の未成年に対しては、ピロリ菌検査診断は推奨しない。また除菌方法についても安全とは言えない。」とする他の学会の意見もあり、未成年に対するピロリ菌検査、除菌に関する考え方については、さ

まざまな意見があるものと認識しております。

また、現在は、ピロリ菌検査後の除菌や服薬管理に関する指導方法についても、明確に示されたものはなく、あくまでも担当する医師の判断により実施されているものと認識しております。

一般的に、ピロリ菌の検査は、検査結果が陽性の場合には除菌することを前提に実施されるものと考えられることから、中学生のピロリ菌検査に関しましては、厚生労働省や公的機関から有効性や安全性が担保されるような指針が示された場合に検討したいと考えております。以上です。

○議長

原田議員。

○10番

除菌については、非常に難しいということのようです。

(原田 淳議員)

じゃあ、中学生のピロリ菌検査についてはどのようにお考えですか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

ピロリ菌の検査というのは、私は除菌がやっぱり、検査して陽性になった場合除菌をすることが前提といいますか、そういうふうになっていると思います。ですから、いわゆる胃がんのリスク、そういうことを鑑みても、今20歳以上からピロリ菌検査をして、陽性であれば除菌をしていただくというような方向で今、市のほうでは動いておりますので、それでもそんなに大きな、がんにかかるリスクというのはないのかなというふうには思っております。

○議長

原田議員。

○10番

検査についても消極的だと。隣の弘前市は2次検査まで無料でやっています、先ほど言いましたとおり。当市においても、できることであれば検査だけでもいいのでぜひ実施していただきたいと要望して、これについては終わります。

(原田 淳議員)

次に、3. 平川市特別職報酬等審議会への諮問についてでございます。

9月の何日だったか忘れましたが、議長より「報酬審議会が開かれるそうです。」ということを経済委員室において聞きました。それで終わったわけです。私を初め何人かの議員は、動揺ではありませんがどういうことなのかという感じでいたように見受けられました。私たち議員も審議される立場ですので、どうのこうのと言う立場ではありませんが、しかし、行政のほうから議員全員にそのようなことを伝えていただきましたかと思えました。

平成30年9月26日に平川市特別職報酬等審議会が開催され、市長、副市長、教育長の給料並びに市議会議員の報酬等について諮問されたことが新聞に掲載され、私は知りました。市三役の給料及び市議会議員の報酬は、県内10市の中で一番低い位置にあることなどから諮問され、意見を聞いていると。

報酬審議会においては、諮問されたからと言って必ずしも三役の給料、議員の報酬について引き上げられるとは限りません。また、引き下げられるかもしれません。あるいは、現状維持ということで据え置きになるかも

しれません。

報酬審議会委員の皆さんも知っていると思いますが、市三役におかれましては、本当に土日、昼夜問わず、いろいろな行事に出席して大変多忙だと私は思っております。よく体が持つものだと感心もしております。

報酬審議会委員の皆さん、私が言うべきことではありませんが、三役につきましては、その対価にあった給料を考えていただきたいと思っております。

聞くところによりますと、年内12月中に報酬審議会より答申をいただくように聞いていました。その答申を受け、条例等の見直しが必要であれば年度末の定例会に条例案を提出したいという考えのようですが、どうでしょうか。

また、これから報酬審議会はまだ開かれる予定がありますか。お願いします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

報酬等審議会に関する御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

平川市特別職報酬等審議会は、三役、市議会議員並びに監査委員など、特別職の報酬額を審議するために組織されている市の附属機関であります。

この審議会は、平成18年度には市長を初め当時の助役、収入役の給料や、議員報酬、その他各種委員の報酬額を審議しました。その後、平成26年度には農業委員の報酬額を、平成27年度には監査委員や教育委員、選挙管理委員などの非常勤特別職の報酬額を審議していただきました。

今回、諮問させていただいた経緯につきましては、三役の給料額、市議会議員の報酬額について、平成18年度以来長年審議されていなかったほか、三役の給料については、平成27年度の審議会において「見直しを含め検討し、引き上げが望ましい。」との意見が出されていたことが挙げられます。

また、市議会議員については、以前も定数が減になる際に審議会へ諮問していた経緯もあり、来年8月から定数が4人減の16人になることから、今回諮問させていただきました。

報酬額等の決定については、審議会からの答申を受けた後、議員の皆様の見解を伺いながら判断してまいりたいと思っております。

なお、審議している状況については、総務部長から答弁させます。私からは以上であります。

○議長

総務部長。

○総務部長

私からは、審議状況について御説明をいたします。

(齋藤久世志)

議員御指摘のとおり、平成30年9月26日に第1回平川市特別職報酬等審議会を開催し、市長・副市長・教育長の給料額、並びに議員の報酬額、また、改定する場合には改定する時期について審議しております。

審議結果につきましては、会議概要としてホームページで公開しておりますが、第1回では、三役、市議会議員いずれも増額することで検討、また、改定時期につきましては、三役については来年度4月1日から、市議

会議員については来年度8月1日からということで御意見をいただいております。

第2回につきましては、11月28日に開催されましたが、具体的な金額について審議している状況となっております。

12月中に第3回の審議会を開催し、答申は来年の1月ころになる見込みであり、答申を受けて、金額の改定について判断していくものとなります。以上でございます。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

諮問したのは、三役の給料と議員の報酬と。1月にもう一回開かれる予定だということのようです。

議員の報酬、もし上がると、増額ということになれば、議員の報酬は8月1日からということのようです。

私たち議員の報酬については、もちろん今言ったように報酬等審議会において審議されていることと思います。先ほども言いましたが、審議会に諮問したからと言って、必ずしも議員の報酬は上がるとは限りません。

私たち議員は、ようやく次期改選時において定数を20人から16人へと4人定数減といたしました。議員報酬が約1,800万円ほど削減となり、市民への福祉向上のために役立てていただければと思っております。

私たち議員には、大きく2つの機能が求められていると思っております。まず、執行機関への監視機能、そして政策立案機能でございます。

報酬等審議会委員の皆さん、議員報酬につきましては、議員活動とその対価としての議員報酬、その相互関係を明確に検証していただき、さらに市長等との活動量の比較により議員報酬を確定するべきものではないかと思っております。

来年改選となり、16人の議員が誕生いたします。16人の議員の方々が市民の福祉向上等に十分に努めていると認められたときに、改めて議員報酬の審議をしていただきたいと、少なくとも新風の会の石田議員と私は思っております。

報酬等審議会委員の皆さん、もしこのことを聞いていたならば、ぜひ参考にしていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

10番、原田 淳議員の一般質問は終了しました。

11時05分まで休憩します。

午前10時49分 休憩

午前11時04分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

(工藤竹雄議員、質問席へ移動)

工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

ただいま議長から一般質問の許可を得ました、議席15番議員の工藤竹雄であります。それでは、通告にしたがい順次、項目、要旨について質問しますが、明瞭簡潔な答弁を求めます。

第1は、本庁舎建設の今後の対応とスケジュールについて。

本庁舎建設について、基本計画での事業計画スケジュールでは平成31年3月末に実施計画完了、平成33年3月に新庁舎が完成する計画となっております。新本庁舎は免震構造を採用しているが、10月中旬に免震用オイルダンパーが検査データ改ざん問題が発生したことを受け、この問題に対する今後の対応と建設スケジュールについて、11月13日、資料にて説明を受けましたが、再度説明を願います。

また、新庁舎の設計業務は3社の設計共同企業体が受注し設計を進めているが、検査データ改ざん問題の発生後、設計者はどのように情報収集し、市に対して情報提供したか、経緯も含めて説明を願います。

特に、免震用オイルダンパーが確実に調達できる時期についても説明を、市長の答弁を求めるものであります。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

工藤竹雄議員の、本庁舎建設の今後の対応とスケジュールについてお答えをいたします。

まず、新本庁舎設計については、7月5日に基本設計が完成し、現在は細部の納まりなどの図面を作成しながら工事費の積算を進めているところであります。新本庁舎の免震装置はさまざまな組み合わせを比較し、地震力が低減できる最適なものとして積層ゴム支承17基、すべり支承6基、今回問題となっているオイルダンパー3本を組み合わせたものを採用しております。オイルダンパーの検査データ改ざんを受け、11月までに指定性能評価機関へ申請する予定を見送ることといたしました。

日本免震構造協会の資料では、今現在、大臣認定製品を製造しているメーカーは、問題となっているカヤバシステムマシナリー株式会社と株式会社川金コアテックの2社であり、建設時期に調達可能かどうか不透明な状況となっております。

このような状況の中、今後の対応について幾つかの選択肢が考えられます。

1つ目は、オイルダンパーの取り付け予定時期である平成32年度春ごろまでに、新規受注が可能か見極める方法であります。

2つ目は、オイルダンパーと似た性能を持つ代替品である粘性ダンパーへ変更する方法であります。

3つ目は、オイルダンパーや粘性ダンパーなどの減衰材を使用せず、全て積層ゴムなどの支承材で賄う設計へ変更する方法であります。

市として3つの選択肢で検討することとしておりますが、現時点でオイルダンパーに関する新規受注について新しい情報はなく、どの方法で進むべきか判断ができない状況であります。

また、新本庁舎は断熱性能の高い外壁や窓ガラス、空調、融雪設備導入など環境省の補助金を活用する計画ですが、申請時に必要となる建築確認の申請の手続きも間に合わないことから、工事発注を1年先送りし、平成32年夏ごろをめどに進めてまいります。

今後のスケジュールは、平成32年度の補助申請に間に合うよう、平成31年5月末までに方向性を決定し進める予定としておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、検査データ改ざん問題発生後、設計者がどのように情報提供したかでございますが、10月16日の問題発生後、設計者は複数の製造メーカーに対し、今後の対応や供給見通しを直接確認しております。10月19日には構造の性能評価申請のため打ち合わせを実施しており、その際、新本庁舎の設計において問題となったオイルダンパーを選定しているとの報告を受けており、今後どのように対応すべきか協議してございます。

最後に、オイルダンパーの確実な調達時期についてですが、先ほども御答弁しておりますとおり、カヤバシステムマシナリー株式会社では平成32年9月まで新規受注停止を発表、一方の株式会社川金コアテックでは詳細な発表をしておりません。

また、問題の2社以外で大臣認定を取得しているメーカーが1社あり、この会社の生産供給体制についても情報収集しておりますが、新しい情報はなく、調達できる時期は不透明な状況となっております。引き続き情報収集に努め、最善の対応を協議していくものでございますので、今回の対応について御理解をお願いいたします。以上です。

工藤竹雄議員。

このスケジュール等については、11月13日あるいは12月5日合わせた内容の答弁かと思えます。そういう中で、確実なる時期が不透明である。不透明であるということは、いつまで待っていいのかわからない不透明。それで、例えばいわゆるダンパー、これについては恐らく5日のときの説明でも問題となっている、そういったメーカーの新規受注を受け付ける旨の発表がなく、来年夏の入札公告までオイルダンパー調達を見込めない状況が続いていると。これ5日の文書です。来年の夏。

そういう中で今後の日程、現在の実施設計はオイルダンパー使用前提のまま、来年3月完成させる。来年5月までに新規受注体制への対応を見極めて、オイルダンパーが依然として困難な状況の場合は代替品という、今後の日程、これ5日の文書です。そのまま読んでいます。

ということは、来年の8月まで見込めないとうたっているながら、何で5月が問題になってくるのかよくわからないんですけれども、ということは5月もだめだということでしょう。ということは、ダンパーを使わない工

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

法で進むしかないんだと私、そういう解釈で単純に考えているんだけど、その点はどうなんですか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

工藤議員の御認識は御認識としてお伺いしておきますが、今回1年発注を延期するという背景には、もちろんオイルダンパーが手に入るかどうか不透明ということもありますが、と同時に11月中に申請しなければならなかった環境省の補助金の申請、これが間に合わなくなったということも起因をしております。

ですから、先ほど御答弁申し上げましたとおり、とりあえず5月ごろまでは様子を見ながら、その時点でオイルダンパーが手に入る可能性があれば今の設計のままでいいわけですから、そのオイルダンパーを使った設計の仕様書で、今度は入札のほうに入っていくというような形になりますし、オイルダンパーがその5月の時点で手に入らないということであれば、代わりのものでやるか、あるいは全く別な構造設計を使いたいいわゆる積層ゴムだけのものでやるか、そっちのほうに変更していくということになります。ですから、来年の5月がその辺の期限ということになるろうかと思しますので、5月ごろまでをめどにしながら対応を協議していくということでございます。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

私の考えかもわからないんですけども、さっき私は5日の文書を読んだだけです、配付説明の。8月まで見込めないのに5月まで見るというのはおかしいでしょうと言っている。8月までいってもだめなんです、ここ。5月までどうのこうのと言ったってそれはおかしい話で。

それでもう一つは、環境省の補助金については、これずっとこの先2年3年も申請すると、継続事業なんです。こここのところだけ教えてください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

まず、8月まで製造しないというのは、これはカヤバという会社のほうでは8月までしないということでありまして、川金コアテックのほうは、まだその発表がないから状況を伺っているというところでありまして。また、新たにもう1社、作成する会社が国の認可を受けている会社がありますが、それらのところから入る可能性があるかどうかということは今、探っているという状況であります。

それから、環境省の補助金については大体毎年、特に空調等に関しましては毎年5月に受け付けます。受け付ける際にはそのときに事業着工する、いわゆる設計書がきちっとできていなければ受け付けが行われないわけですから、今回、5月までは間に合わないということで断念をして、1年延ばして来年度の申請に向けて、ですからその段取りをやっていく。その期限が最悪の場合、考えた場合、設計の見直し等を考えた場合、来年の5月がその期限になるのではないかと推測されますので、そこまでには見極めたいということでございます。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

私言っているのは、環境省のこの事業は、ちゃんと完成したのを申請は来年も再来年も、例えば2年、3年後でもその事業は継続ですよって尋ねているんです。そのとおりですよ。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

環境省の事業、これは2種類に分けておりまして、1つはZEB（ゼブ）といって空調等に関するものでございますが、これは平成35年度まであります。ですから、毎年あります。ただ、地下水を利用して舗装等のいわゆる駐車場等の、この路面の融雪に関するのは現在のところは32年までですので、今後この延長は国のほうにまた求めていきたいというふうに思っております。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

私、新聞等の報道によると、このスケジュールはほとんど絶対ありえないと。私、無意味なようなダンパーを必要として、無意味であるのではないかなというふうに思っていました。

2007年、要するに平成19年以降の手法で不正の疑い、当初の不正問題に絡む、免震装置を取り外す作業を2020年、平成32年9月で完成予定がさらに物件数がふえ、検査データ改ざん問題が発生しているということなんです。

ということは、オイルダンパーを使用しない場合も当然想定、この先どうなるかわかりませんが。その想定も考えなかったのか、何の理由なんだろう。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

まず、この設計の中でオイルダンパーを使用するというのは、免震構造の中で3つの工法を使っていますが、その中でオイルダンパーが最後の揺れを防ぐということの面では非常に効果が高いということと、金額面で他のものを使うより安くあがるということで、オイルダンパーを使用したというふうに設計者のほうからお伺いしております。

ですから、今もう構造設計等はできていますというか、ほぼできていますので、その設計のまま今は進んでいただいて、これは来年の5月ごろまでにオイルダンパーが入らないというふうなことがわかった時点で、粘性ダンパーを使うのか、あるいは、粘性ダンパーを使った場合でもさまざまな構造計算とか設計の見直しに入っていかなければなりませんし、積層ゴムを大きくした場合、この場合も新たなもっと大きな構造設計の見直しで、その見直し期間も4カ月以上かかるというふうなことでございますので、その時点でも間に合うのではないかと。

もう今の時点から、工藤議員の御質問ですとオイルダンパーは手に入らないから、今の段階から見直したほうがいいのではないかとというふうな御意見かとは思いますが、そうではなくして、まだ間に合うところまでは現在の最初の設計どおりで動いていって、どうしても間に合わなくなった

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

場合、その場合には別な方法に変えていくということでございます。

工藤竹雄議員。

私はこの新庁舎については、私も頑固なのかしれませんけれども今日で5回目です。ただし、私、この5回の中で決して言葉的には市長にも今までも厳しくはしてきました。でも、助言や提言もしたつもりです、私なりに。決して、私は間違ったことは言っていない、正しいと私は自負してます。例えば2020年オリンピックのあたり、これが大変だから若干延ばしてもいいんじゃないのかとか。例えば今、特例債も5年だと。これじゃオリンピックにぶつかるから、もう再度5年延長したほうがいいんじゃないかとか。そのほかにもやってきました。だはんで私は、決して間違ったことではないと。もともと私は賛成です、建てるのは。ただ、今のつくりは好きじゃないけれども、反対ですけれども。

一番の問題は、古いの持ってきました。26年8月21日、現庁舎の問題点、これ一番先の確か我々に説明したものだと思う。耐震、大階段、利便性、何で耐震から免震になったのか。私どもは耐震でいいんだって全部説明受けているんです。大階段もだめですと。利便性、私はだはんで健康センターもだめですと、同じところにやったら。私、こういう3つの問題点を解決して、私の気持ちは賛成なんです。何でこっちから免震になったのか。ちょっとそこのところ教えてください。今さらと思うと思うんですけども。

市長。

○議長
○市長
(長尾忠行)

今までの各定例会の中で、工藤議員からはさまざまな御指摘をいただきました。その中で取り入れることができるものは取り入れながら進んできたつもりであります。特に、合併特例債の延期に関しましては、これは県の市長会から東北市長会を通して、全国市長会のほうを經由しながら国のほうに申し述べさせていただきました。私自身も総務省まで行きながら、その延期のお願いをしてきた経緯がございます。

その結果と言うわけではございませんけれども、幸いにして平成32年度で終わる予定の合併特例債が後5年延期になって、平成37年度までということで延期になりましたので、非常にそういう意味では工藤議員の御提案をいただきながら進んできたというふうに思っております。

ただ、いわゆる、なぜ免震構造にしたかというふうなことであります。現在の設計については、平成29年に策定した基本設計をもとにプロポーザルを行い、設計業者が選定されております。プロポーザルの提案では、免震構造を採用するものであったため、設計業務契約後に、地震時における揺れや損傷、災害時における業務継続計画への対応、建設コストについて、耐震、免震それぞれの構造で比較検討した上で、免震構造の採用を設計者及び市が協議し進めてきたものであります。

10月に入り、相次いでオイルダンパーの検査データ改ざんが判明したのですが、免震装置を製造、販売する会社が引き起こした問題であります。この問題によって、工事発注の先送りなどの影響はありますが、新本庁舎

は災害発生時の活動拠点施設として十分機能することが求められておりますので、免震構造の採用については問題はないものというふうに思っております。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

この免震の言葉というか、文書で聞いたのは平成27年7月30日、平川市本庁舎建設委員会、これは委嘱状を交付したときです。民間のメンバーです。その中に、やり取りの中に免震という記録があるんです。私たちには免震というのが全然出てこない。27年の検討委員会の中で出てるんです。恐らく記録を持ってきていないと思うんですけども。そういったお話、会議あったのか。何で民間の委嘱された人たちにそういう会議で発表されているのか。質問もあったから単独で発表したのかどうかわかりませんが、例えば1、2年、3年とか検査あったか、何十年とか50年とか出ていますけれども、だはんで当初から免震の考えだったんですね。今のプロポーザルも、これ条件付きにした、段差を利用した設計図なんです。これ条件が付いているはずですよ。その2点だけちょっと教えてください。なんで条件を付けなければならなかったのか、免震の。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、当初、庁舎の改築に関してはこの現在の庁舎が耐震基準を満たしていないということで、まず災害の場合の本部を設ける庁舎としては耐震化をしなければならないというふうなことでありました。もう1つはバリアフリーあるいはユニバーサルデザインといいますか、市民の皆さんが利用しやすいという、この3点をもとに庁舎の改築に取り組んできたわけでありまして。

なぜ免震かという、いわゆる構造的に免震の場合が、例えば大きな地震が来た場合、耐震と免震を比べた場合、免震の場合が災害復旧しやすい、経費的にもかかりにくい、そういうことが出てまいりました。それならば免震でいったほうが、これは将来的に大きな地震が来た場合であっても、耐震の場合、倒れないまでも傾きが出る場合もある。ただ、免震の場合にはそういう揺れも少ないというふうなことで、将来的により安全な庁舎でいられる、しかも災害時の災害対策本部も設ける、継続していくことができるということで、免震というふうなことを協議の上で進めさせていただいたという経緯がございます。

もう一点は議員、申しわけありません。もう一つの質問。

(「擁壁の段差の」と呼ぶ者あり。)

○市長

(長尾忠行)

段差の解消に関しましては、以前も御答弁申し上げておりますが、段差の解消に大体、現在の試算で3億8,000万円ほどかかるという予測がなされました。しかも、土砂の運搬に関しましては、ある程度近くに土砂の置き場があるということを前提とした上での試算であります。そういう経費をかけるより、現在の段差をそのまま活用した上での新しい庁舎を建設したほうがより経費的にはかからない。

また、一つには平成25年の災害のとき、大規模な浸水がありました。そういうことを考えた場合、段差を解消してフラットにした場合は、擁壁もつくって、その上のほうにまた水路があるというようなことでありますので、そういう危険性を回避することができるというふうなことも考えて、段差を解消しないまま現在の敷地を、両方の敷地を活用して新しい庁舎を建設するという考え方に決定したものであります。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

段差解消決定は市長の権限で、市長がそれをつくったとそういうことになるわけですが、ただそれ、段差解消をしないがためにこれから発生するものがたくさんあるんです。

法面やることによって、事故等の防止柵も設置しなければならない。当然、落ちていくとだめですから、車どめみたいなものもつくらなくてはならないだろう。敷地内には5%の勾配があるということは、それもガードレールか何か防護柵をしないと、もしかしたら転落事故等もあるだろう。

さまざま、そうした問題起きうるようなこともこれからあるんだという私、そういうことも含めて最大限の有効活用というのは私、前にも言いました。今、法面やることによってどうですか、車数十台確保不能になるだろうし、雪置き場の問題もあるだろうし。

これはこれにしてでも、それでさっきの免震が、こういうことがありました。昨今、全国ニュースで騒がれておりました、そもそも品質が悪かったもので問題となったものです。耐用年数については50年と聞いておりますけれども、ただし1年、2年、5年、10年、30年、50年メンテナンスが必要であります。これはさっき言った7月の市民会議の中での記録であります。こういうのが出ているのにもかかわらず、やっぱりこういうものを採用したということは、やっぱり市長が最高の責任者である、決定権ももっているだろうから。

ですから私、そういうことも踏まえてこれはだめですと。三角型の建物にしてでも本当に使い道の悪い、本当に悪いです。四角しか全然本当に悪いと思うんです。そういうことを何でデザインだけで求めてきたのかはわかりませんが、そういうことも市長、これからどう考えて、これでどうしてもいくというのであれば、皆さんが「はい。」とするかわからないけれども、私はまだまだじっくりしない問題だと。

いずれにしても、市民のもっともっと声を聞いて、超高齢化社会への対応というものが私は非常に大事ではないのかと。ただ、エレベーターがあればいいとかというそういう問題でなくして、そういうことを考えていただきたいと。

ですから、この庁舎の最大のがんは、段差なんです。段差解消しないためにこういう結果になっている。例えば、残土の問題も幾らかかるとか、それは前にも答弁いただきました。今になってみると、かかってもやむを得ない。私、必要ならばかかってもいいだろうという、そういうことも出

しました。恐らく60億ぐらいかかるだろうと、私は正しい計算はしておりませんが、外構工事、何だかんだというそのぐらいはいくのかなというふうには自分なりに考えております。

そういうことで、これからどういう方向性に行くのか、まだまだ先、不透明なことではいかななくてはならないと。それで、基本設計はもうできているわけですね。さっき、できて完成していると言いました。それで、この基本設計までのこの共同体と交わしている、これは何か契約というのはあるんですか。契約締結、結んでおられるのかどうか。

○議長

建設部長。

○建設部長

新本庁舎建設設計の業務の契約内容についてお答えいたします。

(木村雅博)

平成29年10月10日に契約金額1億2,344万4,000円で、履行期間としては平成29年10月11日から平成31年3月20日までの期間で、業務契約を交わしているものです。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

この業務契約を結んでいる今現在、これが契約不履行になるんだと考え方によってはあるんだけど、ただ、設計は基本設計はできたんだけど、その先が進んでいかない。この出た問題があるから。これは順番にいくと、そのほかにはちゃんとしたの出てくると問題はないだろうけれども、そうすると契約が不履行というものが出てこないのか、くるのか、ちょっと教えてください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

契約に関しては、先ほど御答弁申し上げましたが、この設計そのものは現在の契約したとおり3月まで進んでいくというふうなことでございます。実施設計はそれで進んで、つくって、それで成果品をいただきます。5月までの間に、オイルダンパーが入らなかった場合、別なゴムとかあるいは粘性ダンパーとか使った場合、新たな構造設計とかが必要になりますので、追加の設計業務が入ってまいります。

ですから、決して契約不履行というようなことではございませんで、別な方策になった場合、新たな構造設計あるいは免震の設計業務が必要になるということですので、新たな経費がかかってくるというふうなことになるということは、何度も御報告申し上げているというふうに思います。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

そうすると、今のこの契約の中に1億2,344万4,000円。この中に免震の関係は一つも入っていないということですか。免震使った場合には、別個の金額になるということですか。この設計額の中にここにこれ使います、これ使いますとそこ入っているんじゃないんですか、それ。どうなんですか。私、わからないから聞くんだけど。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

免震のところに大分こだわっておられるようですので、もう一度免震についてお話を申し上げたいと思います。

○議長

○15番

(工藤竹雄議員)

免震にした場合、耐震に比べていわゆる大地震が起きた場合の耐震構造、いわゆる補修コストが、耐震の場合は15%に対して免震にした場合に5%以内におさめられるということで、これは前、議員の皆さんのほうに御説明したと思いますが、そういうことで将来的に経費も負荷もかからない、安心だということで、免震構造にしたという経緯がございます。

そして、今の契約している設計会社、これは免震構造での構造設計の契約をしていますから、免震構造、オイルダンパーを使った免震構造での設計で今進んでいるということでございます。

工藤竹雄議員。

免震を使った構造でやっているということでしょう、共同企業体が。だはんで、その免震が入ってこなければ、仮に来年の5月とかそういうふうにして、それでもだめなら変えるということでしょう。例えば変えた場合に、それに8,000万ではきかない、もっと金額高いと私は見えていますけれども、そういった負担が出てくるでしょう。私はさっきから言っているのが、この設計に免震のこれが入っているのか入っていないのかと尋ねているだけのことであって、詳しくは全然説明しなくてもいいです。

だはんで、これが入ってこなければ別なのでもっと設計も見直ししなければならぬ、強度のものも使わなくてはならないんだということで、プラスになるんだから。だはんで、これの契約は免震の構造でつくっているんだから、これが入ってこないとなると、その責任はあるのかないのか。不履行じゃないのかと私、尋ねているだけで、それは答弁いりません。何回聞いても意味ないような感じしますので。

私も、ある程度は理解はしているつもりだけれども、逆に市長のほうを理解していないのかなど。その建物、免震を入れた設計でしょうと聞いているだけであって、後は高いとか安いかの問題は私は尋ねておりません。

はい、次いきます。

第2は、工事の入札についてであります。

工事の入札制度に関する規制及び要領等があると思うが、どのようなものがあるのか、説明を求めます。

次に、瑕疵担保の設定内容について、例えば、工事内容や契約金額を問わず瑕疵担保を設けられていると思うが、瑕疵の修補または損害賠償請求などの期間はどうか。他の条件により内容が変わることがあるのか伺います。

また、工事の入札参加者数について、今年度における契約金額が大きい工事で言うと、平川市碓ヶ関総合支所移転改修工事には6者、仮称平川市民体育館新築工事には2者が入札に参加しています。仮称平川市民体育館新築工事は、平川市始まって以来の請負金額、契約金額税込み27億5,173万2,000円で落札されました。

仕方がないというか、やむを得ないという認識から、今の入札制度が妥当なのか。

これが競争とは考えにくいことから、見直しの必要があると思うがどうなのか。

最後に、一般競争入札及び指名競争入札それぞれにおいて参加者数をどのように決定しているのか、市長に答弁を求めます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

私からは、御質問いただいた仮称平川市民体育館新築工事の入札に当たって、競争性の観点から2者による入札が妥当かどうか、入札制度を見直さないのかとの御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

その他につきましては、担当部長より答弁させますのでよろしく願いいたします。

仮称平川市民体育館新築工事は、御承知のとおり当市始まって以来の大型案件でございましたので、これまで以上に確実な契約履行と品質の確保が重要であると考え、市内での過去の実績や他市町村の動向、近年における全国での同規模大型案件の情報を収集し、入札参加条件などを入札制度等検討委員会の中で慎重に審議したものであります。

その内容についてであります。入札方法を条件付き一般競争入札、入札参加形態を共同企業体、その代表者の要件として、建築一式で青森県の等級名簿で特A級とし、公共工事で延べ床面積6,000平方メートル以上、契約金額30億円以上の施工実績を有する業者としました。共同企業体の構成員については、建築一式で平川市の等級名簿で市内A級業者としたものであります。

以上、申し上げました条件を付して、最も競争性、透明性、経済性等に優れ、地方自治法が原則としている一般競争入札を実施したその結果でございますので、今回の入札は妥当であったものと思っております。

また、入札制度の見直しにつきましては、今回の入札結果を踏まえ、入札参加条件について引き続き検討してまいりたいと考えておりますので、御理解くださるようお願いをいたします。私からは以上です。

○議長

総務部長。

○総務部長

それでは私から、御質問のごございました3点について御説明いたします。

(齋藤久世志)

御質問の入札制度に関する規則や要領等についてであります。

主な4つの規則等を申し上げますと、1つ目は平川市財務規則でございます。地方自治法に基づく、財務事務の執行に関する規則ですが、その中で契約や入札事務に関する必要な事項を定めております。

2つ目は平川市条件付き一般競争入札実施要領でございます。本要領の対象となる入札は、設計金額が1,000万円以上の建設工事でございます。入札実施に当たり、入札方法、参加資格などの要件について入札制度等検討委員会の審議を経て、対象工事を選定するものであります。

3つ目は平川市郵便入札実施要領でございます。先ほど申し上げました一般競争入札は、郵便による入札を実施しており、その手続きに関して必要な事項を定めたものであります。

4つ目は平川市建設業者選定規程でございます。建設業者を厳正かつ公平に選定するため、必要な事項を定めたものであります。

以上が、当市で定めている主な規則、要領等であります。

次の御質問の、瑕疵担保に関する御質問であります。

まず、瑕疵の修補や損害賠償額を請求することができる期間であります。契約約款に規定されております。

内容を御紹介いたしますと、「発注者は、工事目的物に施工を原因とする瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定め、瑕疵の修繕や損害賠償を請求することができる。」と定めております。

請求できる期間であります。木造などの建物・その他の工作物の場合は1年、それ以外のものについては2年まで請求することができることになっております。

以上のように、請求できる期間は、契約金額などで変わるものではなく、あくまでも工事の目的物の構造によって請求できる期間が決められております。

なお、瑕疵の原因が重大な過失によるものについては、構造に関係なく10年まで請求できるものとなっております。

最後に、入札における参加者の決定についての御質問であります。

まず、指名競争入札ですが、建設工事の場合、平川市建設業者選定規程にしたがい、原則10者以上となるように選定しております。

一方で、一般競争入札は、先ほどの仮称平川市民体育館新築工事の中でも申しあげましたとおり、参加資格要件などの条件を付して広く公募を行い、入札参加への意思表示となる参加申請があるかないかで参加者の数が決まるものであります。指名競争入札とは違い、我々発注者の意思によって参加者の数が決定されるものではございませんので、御理解くださるようお願いいたします。

工藤竹雄議員。

参考までに、体育館のことについて。これ、非常に厳しい条件で、私、これには文句言っておりませんけれども。例えば、入札を落とされた方は、実績とか請負金額とか、実績見ると1件です。落ちた人は13件もある。普通でいくと、力的には実績も上で、本当は請け負ってほしかったんだろうけれども、それに負けてしまうからこれはしょうがない。ただ、問題は、これだけの大きいものを企業体に付するということはいかななものか。これだけの条件ある大きいのも思い切った競争させたほうが、私はいいのではないのか。

確かに、地元の企業体をつくると、それはいいのはわかりますよ。過去にも、仕事がないから何とかして何年も要望書上がってきている。それも事実、知っています。だからと言って、これだけの大きい規模が、幾ら地元の特A級にしてもそう簡単にはいかないのではないだろうか、というふうに思っております。それはそれと別にしてでも、考えていただき

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)
○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

たいというふうに思います。

それから、平川市条件付き一般競争入札実施要領の中で、対象工事、第3条についてちょっと説明をしていただきたいと思います。

工藤竹雄議員。

入札参加の形態でした。ごめんなさい。

総務部長。

平川市条件付き一般競争入札実施要領の入札参加形態の中でございます。

ここには、対象工事を選定するときは、あわせて次の各号に掲げるいずれかの入札形態を決定するというところで、3つございます。1つ目は単体企業のみでの入札、それから、2点目に共同企業体のみでの入札、3点目に単体企業及び共同企業体の混合による入札ということで規定してございますけれども、内容を申し上げますと、単体企業のみでの入札については基本1者ですよ。今回の場合でございますと、県の特A級に広く公募する場合。それから、今回実施した共同企業体によるものというのは、県の特A級と平川市内のA級の組み合わせの共同企業体ということでありまして。3点目は、平川市では実施した例はございませんけれども、広く企業の応募を募るために、門戸を広げるために単体企業と共同企業体のどちらの参加も認めるというふうな仕組みだと思っております。以上です。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

先ほどの部分でちょっと訂正をさせていただきます。対象工事、第3条と言いましたけれども、入札参加形態の第4条に訂正させていただきます。

それで私、これなぜ聞くかということ、さっきの体育館の問題でもあるんですけども、やっぱり大手の企業が来て、安くいく。その後に内緒で、内緒って言えば叱られるけれども、共同体にできないものか。一遍にこの共同体と一緒にやるということは、2者に来るとどうしても価格がちょっと不安定と言えいいか、何となく漏れるような感じもしないわけではないけれども。大手1者での競争させると漏れることないだろうけれども、それに企業体入れると、どうしても地元の企業入ると。これ、確証も何もないですよ。ただ、安くいいものというのは、私は市の考えだと思っておりますよ。安くいいものをつくる、これが考えだと思っただけけれども、その点についてはどうでしょう。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

議員御指摘のとおり、安くいいものができればそれに越したことはないわけでありまして、多くの企業体の応募があつてくだされば本当に好ましいことではありました。ただ、近隣の例を見ても、むつ市の場合は1者しか応募がなく、それも予定価格をオーバーして、それがその後その1者というふうなことがありました。

今回、私どものほうは2組のJV(共同企業体)の応募ではありましたが、2者で競争した結果、ほぼ最低制限価格に近いといえますか、最

低制限価格約10%減での価格で落札されたということでございますので、非常にそういう意味ではいい結果になったのかなというふうに思っております。

ただ、あと、いわゆる成果品がうまくできていただくように業者にお願いしたいというふうなことだけでございます。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

第3に行きます。第3は、予算書掲載の事業名について。

平成29年度以降の合併特例債活用事業に、文化センター大規模改修事業やさるか荘大規模改修事業、さらには、平賀農村環境改善センター大規模改修事業、ふるさとセンター大規模改修事業、ほかにも大規模改修事業や改修事業などがあります。

これらの事業名で使われている改修事業という言葉について、その定義は何であるのか。また、大規模、修繕という言葉についても、定義は何か。市長、答弁を求めます。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

予算書や財政運営計画書で掲載しております事業名についてであります。建築基準法では、大規模改修や改修、修繕とは、直接的には定義はされておられません。

詳細については担当部長より答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長
○企画財政部長
(須藤俊弘)

企画財政部長。

工藤議員の御質問にお答えします。

予算書などで掲載しております事業名に大規模改修などの言葉を使用しておりますけれども、ただいま市長の答弁にもありましたとおり、法的な定義はございません。

一般的には、修繕とは、修理や取りかえなどの処置を行って、問題部分の性能や機能を支障なく利用できるよう建設当初の水準まで回復させるということを行います。また、性能・機能をグレードアップさせる工事を改良工事と言いますが、修繕と改良によって建物全体の性能を改善するという工事を改修としておるところでございます。

市では、大規模改修につきましては、建物や設備の老朽化による劣化や重大な不具合の発生を防ぐための改修で、中でも、工事内容が大規模であるということや、工事費が高額である、また、工期が長期間にわたるものというものを大規模改修というふうにしてございます。具体的には、外壁補修工事や屋上防水工事、給水管・排水管の取りかえ工事などがございます。

例えば、御質問にありましたけれども、文化センター大規模改修工事では、天井の耐震補強や照明のLED化を行っておりますし、また、さるか荘大規模改修事業では、屋上防水、外壁改修、トイレの洋式化などを行っております。このような形で大規模改修工事としておるところでございます。

○議長
○15番
(工藤竹雄議員)

ます。私からは以上でございます。

工藤竹雄議員。

もう時間も過ぎましたので、これ一つだけ言っておきます。

いわゆる劣化した建物が、元に戻していくことだ、あれ、わかりやすく言うと。大規模改修も同じこと。ただ、それやっているかやっていないかが問題であってね。

そういうことで、終わります。

○議長

15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、13時まで休憩といたします。

午後12時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、4番、長内秀樹議員の一般質問を行います。

長内秀樹議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

(長内秀樹議員、質問席へ移動)

○議長

長内秀樹議員の一般質問を許可します。

○4番

(長内秀樹議員)

傍聴席の皆さん、インターネットのユーチューブでごらんの皆さん、市長を初め本日御出席の皆さん、改めましてこんにちは。議長より一般質問の許可をいただきました、第3席、議席番号4番、誠心会の長内秀樹です。

おとといの土曜日、本市と弘前大学農学生命科学部との共催で開催されました「リンゴを科学する」には、県内各地のリンゴ生産者及び関係者が会場にいっぱいになるほど集まり、熱心に研修をしていました。私も参加し、同じく田中議員も出席してございました。こういう形でリンゴを科学するという小冊子が配布され、リンゴ農家は一生懸命勉強していました。開催に当たりまして関係者の御配慮、休み中の出席、本当に御苦労さまでございます。

それでは、市民の幸せと市政の限りなき発展を願い、通告にしたがいまして、一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

最初に1. りんご農家の経営安定についての①りんご生産の維持、成長のための行政の役割は、についてであります。

本年5月、国の研究機関である国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が平成22年、25年度に国で実施した農林業センサスの結果をもとに、これから7年先の2025年の全国市町村別の農業就業人口や離農状況、担い手経営体数などの予測値を発表してございます。

また、国が推し進めようとしている2018年版スマート農業の現状と将来展望では、農業の高齢化は急激に進み、昨年データで日本全国の農業者の平均年齢が66.7歳、すぐに大台の70歳を超えるという報告がされてござ

います。もう超高齢化社会の農業者の実態が、あともう7年で始まるんです。このような状況に加えて、昨今の労働力不足、こういう状況などから本市では基幹産業であるリンゴが将来どのように進むと仮定し、行政の役割としてどのように考えているのか。また、行政として、そのための支援、農家への誘導をどのように実施しようとしているのかお伺いします。

次に、②りんごのふるさと応援事業の成果と今後についてであります。

ふるさと納税の返礼品として人気のある本市のリンゴに対して、今後の産地維持へ向けた取り組みを支援する目的で、補植用の苗木経費の助成、それから防風網とその張りかえ費用の助成、3つ目に簡易トイレの購入及び設置費用の助成の3事業を実施してございます。その実績と今後の課題についてお伺いします。

以上2点、明解なる答弁を求めます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

長内議員からは、本市の主力産業の一つでありますリンゴ産業について、将来的なものについて御質問がございました。

(長尾忠行)

議員御指摘のとおり、人口減少問題は全ての社会問題に直結する深刻な問題であります。農業情勢においても例外ではなく、当市の農業就業人口は2015年の3,822人から2025年には2,399人と約37%が減少する見込みであります。同じく担い手経営体につきましても、約25%減少していくと予測されています。

このように、農業就業人口が減少していくことで、リンゴづくりに影響することや懸念される点について述べさせていただきます。

1つ目は、中山間地域のリンゴ園地についてであります。結果樹面積1,721ヘクタールのうち約793ヘクタールが中山間地域で耕作されております。中でも、急傾斜地での労働条件はリンゴ農家の大きな負担となっており、平坦地へ改植する農家も多く見受けられます。

また、農業就業人口の減少問題については、人・農地プランの地区座談会においても話題となったこともあり、参加者からは、人口減少が進行すると、担い手のみに施策を集中してもリンゴ農家の規模拡大には限界があり、いずれ小規模農家の離農を防がなければ地域全体の農業崩壊につながってしまうとの声も聞かれます。

そのため、リンゴの耕作条件を改善する取り組みとして、中山間地域等直接支払制度の有効的な活用はもちろんでありますが、平坦地の水田を樹園地に転換するための支援など、担い手農家対策と小規模農家に配慮した施策を同時に進める必要があるのではと考えております。

2つ目としては、労働力不足に対する取り組みであります。労働力を補う手段としては、大きくは省力化の推進、そして人材確保の推進などに区分されると思います。

まず、省力化に向けた取り組みとして、国の改植事業を積極的に推進するとともに、リンゴの高密度植栽培など新たな栽培技術の導入やりんごふる

さと応援事業による作業環境の充実を図るなど、リンゴづくりの省力化へ取り組んでまいります。

また、人材確保対策につきましては、国・県も総力を挙げて取り組んでおりますが、当市におきましても、りんご農作業体験事業などにより少しでもJA無料職業紹介所への登録件数がふえ、リンゴ農家の人手不足に貢献できるよう事業を継続してまいります。

しかしながら、今後農業就業人口が減少すると、人材派遣業者などと連携した募集支援策の構築など人材派遣制度の枠組みの中で検討されることになるのではないかと考えております。

最後に、若い世代がリンゴづくりを魅力ある職業として営んでいけるようイメージアップへの取り組みが必要であります。

若い世代が農業を嫌がる理由の中に、将来的な経営の不安定さと農作業の厳しさなどの社会的イメージを掲げているのがほとんどであります。産業として農業の重要性を訴えることも大事ではありますが、まずはこれらイメージの改善を図ることが大切であると考えております。

そのためには、若い世代が農業経営に主体的に携わり、高収益を得られることはもちろんであります。農業にやりがい、感動や誇りを感じ、魅力ある職業として捉えられるよう施策を検討していきたいと思っております。

例えば、農業を学びたい者同士のネットワークの構築、あるいは先進的な栽培技術のノウハウを習得するための研修機会を提供し、人材育成策を強化するなど、農業のイメージアップにつなげていきたいと考えております。

次に、2点目のりんごのふるさと応援事業の成果と今後についての御質問にお答えをいたします。議員御指摘のとおり、当市のふるさと納税につきましては、その返礼品であるリンゴが非常に人気でありまして、ふるさと納税の寄附額に大きく貢献をしております。

このことから、リンゴ農家に対する応援の意味を込めまして、生産現場への還元を図り、リンゴ産地の維持に向けた取り組みを推進するため、今年度からりんごのふるさと応援事業として実施しております。その事業メニューは、リンゴの苗木購入費用、防風網の張りかえ費用、簡易トイレの設置費用の一部助成となっております。

しかしながら、それぞれの事業における助成対象者につきましては、対象範囲を認定農業者など担い手農家に限定した事業もあります。

今後につきましては、先ほど御質問にもお答えしたとおり、リンゴ農家の経営安定に向けて手助けできるよう事業メニューや対象範囲を見直しした上で、事業を継続してまいりたいと考えております。なお、今年度における実施状況につきましては、担当部長より答弁してもらいます。私からは以上であります。

経済部長。

それでは私からは、今年度のりんごのふるさと応援事業の実施状況につ

○議長

○経済部長

(西谷 司)

きましてお答えいたします。

まず1つ目の苗木助成であります、申し込み件数が49件、苗木本数が1,774本、補助額は105万4,500円となっております。

次に、防風網張りかえに係る一部助成であります、申し込み件数が11件、張りかえ延長は1,056メートル、補助額は141万2,000円となっております。

次に、リンゴ園の環境整備としての簡易トイレ設置に対する一部助成は、申し込み件数が8件、補助額は77万8,000円となっております。以上です。

○議長

長内議員。

○4番

いろいろありがとうございます。

(長内秀樹議員)

先ほど市長の答弁の中で、リンゴ園の状況、それから労働力の状況、さらには農業のイメージアップのお話というふうにお話をいただきましたけれども、今、農家の数が少なくなっていく。さらには、やはりリンゴ作業の効率化、こういうものがやはり必要かと思えます。ちょっとお話の中で、答弁の中でリンゴの高密度栽培とかというお話も出ましたけれども、この効率化について何か触れられていないと。リンゴ作業を効率よく作業を進めるためのものなどいろいろあるわけですけれども、効率化については市としてどのような考え、効率化についてはどういうイメージを掲げているのか、改めてお伺いしたいと思えます。

○議長

市長。

○市長

リンゴ作業の効率化、いわゆるリンゴ作業の経営者が高齢化が進むにつれて、作業の効率化というのは大変重要な位置づけにあらうかと思えます。

(長尾忠行)

高密度栽培もそうありますけれども、例えば今盛んに行なわれているのは葉とらずリンゴの経営栽培が随分多くなってまいりました。それは、今までは販売先の課題があったようでありますが、その販売先、いわゆる出口を解消することによって、需要を多く求めることができることによって、栽培のほうでも葉とらず栽培を栽培する農家の皆さんが多くなってきたという、そういう事実もございます。

また、これはリンゴに関しましては、非常に作業の効率化というのが難しい栽培でございますのは長内議員も御存じのとおりでございます。今までも、例えば葉とりに関してはジョンカラーとか、薬剤を散布してつるもとの葉を摘果するとか。あるいは摘果に関しては、デナポンとかを使いながら薬剤摘果をすとか、そういうふうなことをしてまいりましたが、それが全てもうまくいくということにもならなかった経緯もございます。と申しますのも、これらの薬剤はホルモ的な役割を果たす場合は、いわゆる気象条件に左右されるということが大きな難点でございました。

しかしながら、今後の作業、経営の中にあってもそういう技術的な薬剤に関する研究が進む可能性もありますので、それらのことを導入していくとか、あるいは作業に関しましては今かなり乗用の草刈り機とか、あるいはまた、高所作業台等も今使っている農家が多く見られます。それらに対

する支援等がかつてはあったので、今はなくなっていると思いますが、ことも含めながら、リンゴの農作業の効率化を図ることができるのか検討してまいりたいと思います。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

長内議員。

それこそ問題、一番大きい問題は先ほどもお答えになりました、市長から聞きましたけれども、あと7年たつと農家の減少で、これでいくと先ほどのお話でいくと37%、農家の数が減っていくわけです。さらに、面積でいくと結果樹面積が先ほど1,721ヘクタールから793ヘクタール、その46%、これパーセントでいきますと1,721ヘクタールのうち793ヘクタールが中山間地で耕作されていると。いわゆる平川市のリンゴ園のうち、46%が中山間地で耕作されているわけです。そして、そういう園地の状態の中で、人数は37%少なくなるんです、これから。それから経営体も25%減っていくでしょう。

そういうように場所が急傾斜地で、なおかつ人数も減っていく中で、今やはり一番これからやって指導と言うんですか。市として、これから市の基本の財産である農家のためのいろいろなことをやっていくためには、やはりそういうようなこのところにメスを入れないと、ますます農家の数が少なくなってって、本市のふるさと納税の主力であるリンゴはなかなかこれ大変になるかと思うんです。

実は、10アール当たりのリンゴの労働時間242.4時間。本県のリンゴのわい化栽培の普及率23.6%、こういう感じです。先ほど、市長からもジョンカラーのお話だとか高密植栽培とかお話ありましたけれども、私は今思うのに、今こそこういうものに手をつけないと、本当にリンゴ農家は少なくなります。今、今に国の発表でもすぐ70歳代になるんです、平均年齢が。今すぐにでも、次の手の何か作業を打っておかないと、がたがたと農家の数が減っていきます。農家の数が減るということは、市の収入も少なくなるんです。

本市として、未来につなげるリンゴ農家の支援に対して、やはり基盤からいろいろな場面で今こそいろんなことをやる時期だと思うんですけれども、その辺について、例えば市長が好きだ高密植栽培。今、高密植栽培やって早くから早期多収を狙うという、そういう人たちもふえてきています。本市としてそういうものに思いっきり今こそ力を入れて、他市がやっていなくても本市としてやっていく。私は今、時期だと思うんですが、市長、私の考えどうですか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

長内議員御指摘のとおり、非常にこれからリンゴ農家の高齢化が進む中で、対応というのは非常に難しいことがあるかと思います。議員が高密植栽培について、市で本格的に手を入れるべきではないかというふうな御指摘をいただきました。私自身もその高密植栽培をすることによって、高齢者でも割と簡単にリンゴ栽培ができる、そういう栽培方法であるという

のは認識をしております。

ただ、このことで問題になるのは果たして、これは10アール当たり300本程度の植え付けが必要ですので、苗木の供給がどこまで可能かというようなことが出てこようかと思えます。また、高密度栽培の第二の特許権と申しますか、そういうのは長野県で持っているというふうにお聞きしておりますので、それらをクリアした上で苗木の供給ができるのであれば市としてもそれらに取り組む、農家に対しての支援は考えていかなければならないというふうに思っております。

また、もう一つの方策として、あまり多くはないのですが、今新たにリンゴに挑戦するという就農農家、新たとも言えないかもしれませんが、そういう農家も出てまいりました。おととい東京新橋で、あるお店で青森県の移住促進のイベントをやらさせていただいたんですが、その今回参加した人の中に、高橋 信さんといって秋田県潟上市から平川市に来てリンゴ農家を始めた、もう8年ぐらいたるそうなんですが、そして彼のこれまでの経験から生かして、自分のつくったものを自分で販売するいわゆる付加価値を、付加価値と申しますか、そういうことをつけながら、葉とらずもやっておりますけれども、そういうふうな農家も出てまいりました。そういう新たに農家の指定はもちろんそうですけれども、そうじゃなくて新たにリンゴ農家に就業するという人たちに対する支援というの、これから考えていかなければならないのかなというふうにも思っております。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございます。ぜひそういう今の潟上市から来ている高橋さんですか、こういう人たちと、先ほど市長の答弁の中で農業を学びたい人たちのネットワークの構築にもいろいろこれから支援していくという御答弁がございましたけれども、例えばどういう、何か考えているものがありますか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

このネットワークの構築には、栽培農家のみならず、例えば販売する方とか、それから、いわゆる農薬関係の御商売をやっている方、リンゴ産業に関連する人たちが集まってこのネットワークづくりというののできないかということで、そういう御提案もいただいておりますので、それらを踏まえながら、今後の青森県はもちろんなんですけれども、平川市としてのリンゴ産業の育成にどういうふうな形でやっていったらいいのかということでのネットワークづくりというのはやってみたいなというふうに思っております。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございました。先ほど、違う話になりますけれども、労働力不足が今どこでも始まる。高齢化も始まる。そういう中で今、リンゴ農家の方々とお話をしますと、農家としてやはり機械は欲しいという、昔からこれ言われていることです。水田農家でいえばコンバイン、リンゴ農家で

あればSS（スピードスプレーヤー）と。これいつもの年の毎年のことでありました。今、最近のお話を聞きますと、これらはもちろんですけども、やはり高齢化したためにはしごの代わりになる高所作業台、それからリンゴの積み下ろしのためのフォークリフト。

私、実は10月に農業六次化の研修に行ってきました。そうしますと、パワーアシストスーツというものがもうほとんどできてございます。一番使われているのが、空港で荷物のベルトコンベアにスーツケースを上げる作業、これをやっている人。もうパワースーツを着て荷物をベルトコンベアに上げて、20キログラムのものが約40%から50%簡単になります。女の人でも20キログラムのものが10キログラムぐらいでやれます。ただ、持っているとそれだけの重みはかかりますけれども。そういういろいろなものも今最近、出てきてございます。やはりそういう情報をいち早く今、70歳代の平均を迎えるリンゴ農家の方々にこういうものがありますよというふうに御紹介するだけでも、市としての役割かと思うんですけども、どんなものですか、市長。

○議長

市長。

○市長

新しいそういうふうな農作業に対する補助的なものができた場合は、市として紹介するのはこれは構わないと思います。

（長尾忠行）

ただ、今非常にリンゴ、高値でここ数年推移していきまして、非常にリンゴ農家もある意味では潤っているところもあるのではないかなというふうに思っております。

それぞれの産業の中であって、どこまで行政で支援したらいいのか、その産業の中での自助努力はどこまで必要なのか、その辺の見きわめというのもやっぱり行政としては必要ではないかなというふうに思っております。

長内議員御指摘のフォークリフトとかあるいは高所作業台、高所作業台に関してはたしか前、国・県の補助金か何かあって使っている方もあったというふうに思いますけれども、フォークリフトに関しては、汎用性もあるということもあってなかなかどこまでいけるのかわかりません。

ただ、今リンゴ農家はかなり多くの方がフォークリフトを持ちまして、パレットを置いたままリンゴを積んで、あと、車にはフォークリフトで積み下ろしをするというふうな形態を農協あたりに運ぶ人でも、あるいは市場に運ぶ人でもっておりますので、そういうことをやることにはもちろん非常に大事なことで、それぞれの農家の経営の中で考えていただくことも必要かなというふうに思いますし、全体の産業の状況を見ながら対応は考えなきゃならないのかなと。

畑の中でフォークリフトを使う場合はやっぱり、平らなコンクリート舗装をする積み下ろしの場所もまたつくらなきゃなりませんので、そういうところを踏まえながら、これからどういう形で高齢社会の中におけるリンゴ農家の支援ができるのか、これから検討してまいりたいと思います。

○議長

長内議員。

○4番
(長内議員)

ありがとうございます。

続いて、ふるさと応援事業のお話に入りたいと思います。先ほどふるさと応援事業、3つの事業ということで、改めてお伺いします。

対象者が一般のものと認定農家というお答えがございました。本市における認定農家数についてお伺いしたいと思います。

○議長
○農業委員会会長
(柴田博明)

農業委員会会長。

ただいまの質問に認定農業者数ということでお話、質問がございました。その件について、答弁いたします。

農業委員会の状況、平成30年3月31日現在の認定農業者数は396人となっております。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

先ほどの何か御説明ですと、3つの事業のうち苗木のほう、認定農業者じゃないとだめだという事業は何ですか。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

まず、認定農業者かどうか、そういった担い手農家の条件が付されているものは、りんご園等環境整備事業、いわゆる簡易トイレの設置事業でございます。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

ふるさと応援事業で先ほどの説明によりますと、ふるさと応援事業、一般市民が、一般市民というのは全国から平川市のリンゴをとということで応援しに来たと。応援したいと。その得た基金をもって3つの事業をこなしているわけですが、そのときにトイレだけは、今お話した認定農家396人しか対象じゃないんだと。これは寄附した人の本意なんですか。それとも、市でなぜ認定農業者と区分したのか、理由がありましたらお知らせください。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

これは国でもそうなんです、今までは担い手育成ということで認定農家を育成してまいりました。そういう中であって、いわゆる5年ごとに経営面積等を広げていくという計画のもとに担い手になっていくのが認定農業者というふうに認識しております。そういう農業に主力を置く農業者を中心に、国・県そしてそれに合わせて行政、市のほうでも認定農業者を中心とした施策をしてまいりましたが、先ほど御答弁申し上げましたように、認定農業者から外れた高齢世帯はじゃあ対象にならないのかという声も出てまいりました。

ですが、当市にとっては、認定農業者じゃない高齢世帯も大事ないわゆる市のリンゴ産業を支える農家でありますので、今後はそういう枠を外しながら、希望する農家に対する支援というのも考えてまいりたいということで、当初答弁した中に入っておりますが、そういう考えでございます。

○議長
○4番

長内議員。

ということは今、これからりんご園の人出不足だ、いろいろな場面、そ

(長内秀樹議員)

れから今、外国人労働者だとかいろいろこう世の中騒がしい中で、やはりリンゴ園にトイレを、これは平川市として大きい声で進める一つの事案だと思うんです。トイレはやっぱり必要です。これからいろんな人の出入りが入ってくるわけです、リンゴ園に。

先ほど市長のお答えですと、来年はトイレは認定農家じゃなく全ての農業者でオーケーだということに理解してよろしいんですか。

○議長

市長。

○市長

環境整備ということも含めて考えますと、今の時代、特に女性の作業員が多い地域にあつてはトイレは必須ではないかなというふうに思っております。

(長尾忠行)

かつて県のほうで簡易トイレの設置の補助を、あれは5年間の貸し付けで後でただになるというふうな事業だと思いますが、そういうのをやっておりましたが、今出ている簡易トイレはくみ取りをしなくてもいい、そういうトイレだそうでございますので、そういうバイオマスといいますか自然に土に返っていく、そういうトイレが今主流になってきているようでございますので、そういうトイレをぜひとも農家の皆さんに活用していただければなというふうに思いますし、全ての農家といいますか、これはやはり、10アールとか5アールのところに30万を超えるトイレを置くということもあれですから、1農家当たりせめて30から50アールを超えた農家に1個というふうな形でやっぱり制約をつけないと、なかなか1個の農家で園地の箇所が何箇所もあるところに全部補助をするということも大変なことでありますので、1農家当たり1個という形での支援はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長

長内議員。

○4番

ありがとうございました。時間もあれでするので、ふるさと応援事業、これで寄附した方々に大きい声で言えます。「我が平川市はリンゴ園にトイレがあります。」大きい声で言えます。寄附した人、リンゴをいただいた人にぜひとも、返礼でリンゴをいただいた方に、そういうふうに「寄附で我が平川市はトイレあります。」と答えてあげていただきたいと思います。

(長内秀樹議員)

次に2番、公共工事等における設計、検査について。

①設計から発注までの実態についてであります。

行政は、地方自治法第2条第14項にある、最少の経費で最大の効果を上げなければなりませんと書かれてございます。持続可能で活力ある地域の形成のために、知恵と工夫により魅力ある地域へ生まれ変わるために努力し、全力を挙げて取り組むものだと、地方自治法の中を読んでいますと書いてございます。

今回、いろいろこれから質問するに当たって、公共工事等を発注するに当たって、それぞれの課において、全体を企画し、事業を計画、そして設計書を作成していると思います。計画から設計書作成までの一般的な実態、市においての実態、そしてまた、でき上がった設計書に対する安全安心、

○議長
○市長
(長尾忠行)

コスト削減、費用対効果、コンプライアンス、こういうもののチェック体制はどのように実施しているのかお伺いします。

次に、②検査業務の実態と今後についてであります。

現在、工事検査職員は適切な人員を確保していると思いますが、今の配置状況、それから、検査は多岐にわたると思います。技術的なこと、専門的な知見が必要だと思います。こういうようなことに対する工事検査職員の研修はどのように行っているのか、お伺いしたいと思います。

市長、答弁願います。

長内議員御質問の、公共工事等における設計、検査についての御質問2点についてお答えをいたします。

まず、設計から発注までの実態につきましてでありますけれど、1点目の設計書をどのように作成しているのかについて御説明いたします。主に土木工事及び建築工事になりますが、設計内容、規模等により、直営での設計または外部への委託により設計をしております。

専門知識を有する職員が少ない事業担当課においては、建設部を含め関係機関と協議し、設計手法については建設部による直営または外注のいずれかを選択しております。

また、建築工事については多くの部署にまたがっており、統一的な考えのもとに進める必要があることから、本年度から施設建築課を設け、設計内容の確認をしております。

2点目の御質問の仕様書に対するチェック体制であります。仕様書は国や青森県が基準となる標準仕様書や共通仕様書を示しており、これを補完するため、個別の工事や業務に対応すべき特記仕様書を作成しております。国や県が示している標準仕様書や共通仕様書は、施工の基準等を統一化することにより、事務の合理化・効率化のほか、品質確保、コスト縮減、生産の効率化及び受注者の利便性向上等を図るものとして制定されております。

議員御指摘の仕様書のチェック体制は、建設部内で行っておりますが、特記仕様書に国及び県の標準仕様書や共通仕様書に準拠することを明示しておりますので、いずれかの仕様書に条件明示の不備があっても、それぞれの仕様書で補足できる体制となっております。また、工事の計画決定過程でのチェックとあわせて、法令順守、コスト縮減や費用対効果などもチェックすることにより、安全安心は確保されていると考えております。

次に、検査業務の実態と今後についてであります。

1点目の検査職員の現在の配置状況であります。130万円を超える契約の検査担当として、土木工事等を検査する職員が2名、建築工事等を検査する職員が2名、森林関係を検査する職員が1名の5名となっております。

また、130万円以下の契約の検査担当として、本庁舎に1名、尾上総合支所及び碓ヶ関総合支所にそれぞれ2名ずつ、葛川支所に1名で合計6名配置しております。

2点目の検査職員のための研修を行っているかという御質問でございますが、庁内及び庁外における研修を含め、実施または受講させたことはございませんが、今後は、工事検査専門の外部研修もございますので、これらを積極的に活用してまいりたいと考えております。以上です。

○議長

長内議員。

○4番

丁寧にいろいろお答えいただきましてありがとうございます。

(長内秀樹議員)

実は、この質問をするに当たっていろいろ調べまして、その中の一つで聞きます。

平成28年度検査業務結果概要というのが市のホームページに記載されてございます。平成22年度から平成28年度まで、平川市のホームページに契約種別分類による検査の評価点というのが載ってございます。A評価は、工事終わった後80点～100点のものがA評価、B評価が65点～79点、C評価が50点～64点、D評価が49点以下、その工事が終わった後。こういうようにA、B、C、Dと分かれて、市でやった工事の全てを130万円以上、130万円未満、分けて区分して報告になってございますけれども、調べてみますと、今平成30年度、平成29年度のデータが記載されてございませんけれども、この辺についてはどうなっているんですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

長内議員の御質問にお答えいたします。

(齋藤久世志)

平成29年度は現在精査中でありまして、実は1回ホームページに載せたのですけれども、間違いが発見されましたので、改めて中身を精査した上でアップしたいと思っております。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

工事が終わって検査、先ほどのお話の検査員、お話がありました。130万円超の職員でいくと2名、それから、130万円以下ですと本庁に1名、尾上に2名とか、葛川にとかこうありましたけれども、実際、工事が終わって検査をしたその結果、A評価、B評価、C評価、D評価と。もちろんD評価になりますと、点数でいけば49点以下ですので、その工事は問題のあった工事というふうに見るわけですよ、多分。さらにそれは、その工事の場合は、どこで問題になったとかっていろいろこれから出てくるかと思えます。

私、ちょっと調べてみますと、この工事の結果をホームページに公表してございますけれども、平成28年度、27年度、26年度、全くA評価はありません。また、D評価もありません。BとC評価ばかりです。しかし、平成25年度になりますと、D評価が3件あります。土木工事2件、工作物工事1件。24年度になりますと、A評価が出てきます。何かこう見てみますと、平成25年度までですと、公共工事等をして、その評価にAもあればDもあったんです。26年度以降はみんなBとCばかりです。いぐもねえ、まねぐもねえんです。これはいいことなんですか。お伺いしたいと思います。それはいいと評価していいんですか。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。
お答えいたします。

A、Bが多いことにこしたことはないとは思いますが、個別の工事内容について検査官等が評価しておりますので、ちょっと個別の内容を分析してみないと何ともお答えようがないのですが、もしかしたらその評価基準に曖昧な点があったのかもしれませんが、今後につきましては、そういった検査の評点のつけ方についても目線を統一するというか、そういうふうな統一した考えで検査するよう指導してまいりたいと思います。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。
検査のほうさ話が行ってしまったんですけども、私思うのに、検査、これはきっちりやるべきです。やるべきだと思います。ただ、その前に、工事が終わった後。本市の今の状況を見ますと、新庁舎、体育館、学校、こういうものを今建てると、これからまた建てるにいかというと非常に難しいと思います。そうなりますと、今建てたものを長生きさせねばなりませんよ。長寿命化です。

そこでお伺いします。他市に行きますと、営繕課というのがあります。営繕という言葉がございます。本市で営繕課はございません。営繕とは、建物を新築、増築したり改築、修繕したりすること。午前中の工藤議員の質問の中で修繕の話が出ましたけれども、修繕と営繕は違います。隣の弘前市さんに行きますと、営繕を含めてファシリティーマネジメント、横文字使いたくはないんですけども、いかに建物を建てた後、長生きさせるかということをやっていますけれども、市長ならわかっていると思います。ファシリティーマネジメントについて、市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。
横文字はあまり使いたくないんですが、ファシリティーマネジメントについての見解ということですので、お答えをいたします。

ファシリティーマネジメントとは、土地や建物といった施設などを示しており、我々にとっては公共財産ということになります。そういうさまざまな財産を企画・管理・活用する経営活動のことをファシリティーマネジメントだと捉えております。

長寿命化に関しましては、アセットマネジメントという言葉であらわしているというふうに思っております。

県内では、青森県が先進的に取り組んでおりますし、近隣市町村では、議員御指摘のとおり弘前市が専門部署を立ち上げるなど、ファシリティーマネジメントに取り組み始める自治体が少しずつ増え始めているものと認識をしております。

事例を御紹介いたしますと、青森県では平成16年に庁内ベンチャー制度により「県有施設管理運営におけるファシリティーマネジメント導入推進事

業」が採択され、翌年に専門部署を新設し、事業への取り組みを始めております。取り組みによる効果の一例であります。庁舎・学校等の維持管理業務委託の仕様の見直しと積算基準の統一などにより、年間約1億5,000万円の節減効果が見られたそうであります。

また、平成25年度に弘前市においては営繕や庁舎管理、ファシリティーマネジメントを担当する部署を設けておまして、その取り組みの一例ですが、施設保全情報のデータベース化や施設ごとの利活用の方向性について検討、維持管理手法の標準化などに向けて取り組んでいるようであります。

議員御指摘のファシリティーマネジメントの導入についてでございますが、まずは、当市においてどのような取り組みが効果的なのか、関係部署における調査研究を進めてまいりたいと考えております。認識としてはそういうところでございます。以上です。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

私は本当に、建物を建てた、いろんなものを建て終わった。そのときの検査もやる。検査が終わった後、予防保全というか、その建物がだんだん古くなっていくわけですよ。そのときのために、どうやってこの建物をやっていけばいいのか。未来はどう進むか。そういう部署をやはり考える時期かと思えます。いつまでたっても、またすぐ建物が建てるにいいという時代ではないような感じがします。

今からそういうためのいろんなものを準備する。やはり、今もお話の営繕課なるものを、やっぱりそういう、営繕チームでもいいですけどもそこがやっぱりあれば、いろいろな部署で担当が考える、部で意見をまとめる、そして設計書をつくる。その物によって外部だとかいろいろあるというお話ですけども、それをやった。できた。でき終わった。さあ終わりじゃなく、その物をどうやって長持ちさせるか。そこまで見据えたいろいろなものがやっぱり必要な時期だんでないかなと思っております。ぜひとも、これから機構改革とかいろいろ出ていくかと思っておりますけれども、少しでも営繕のこともちょっと頭に入れていただければと、かように思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長

4番、長内秀樹議員の一般質問は終了しました。

14時10分まで休憩とします。

午後1時57分 休憩

午後2時09分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4席、11番、桑田公憲議員の一般質問を行います。

桑田公憲議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

桑田公憲議員、質問席へ移動願います。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

(桑田公憲議員、質問席へ移動)

桑田公憲議員の一般質問を許可します。

4席、議席番号11番、誠心会の桑田公憲です。ただいま、議長より許可をいただきました。それでは、通告にしたがいまして、早速質問させていただきます。大分眠くなっている方もあるようですので、みんななるべく眠らないように質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、1. 鳥獣被害についてであります。

①今年の被害状況についてであります。

今年は例年にも増してツキノワグマの目撃情報が多かったと、私自身感じております。また、11月に入ると、イノシシやニホンジカの目撃情報も多数私の耳にも入ってきております。

そこで、今年度の鳥獣による農作物被害状況についてお教えてください。

次に、②、それに対してのこれからの対策についてであります。

昨今、鳥獣による農作物被害が増えてきているように感じますが、市としては今後、被害減少のためどういった対策を講じていくつもりなのか、お聞かせください。

次に、③鳥獣被害対策実施隊の現状についてであります。

今年、第1回、3月の定例議会ですいろいろお聞きしましたけれども、改めて、平川市鳥獣被害対策実施隊についてお伺いします。

この平川市鳥獣被害対策実施隊について、高齢化による組織力の低下が懸念される場所ではありますが、ここ数年の実施隊員の推移についてお教えてください。

④として、鳥獣被害対策実施隊のこれからの対策について。

先ほども申し上げましたが、平成30年3月議会一般質問において、狩猟免許及び銃所持許可証の取得助成に関して質問いたしました。

その後、6月議会において、実施隊員の加入促進のため狩猟免許及び銃所持許可証の取得費用の助成事業が予算化されましたが、その後の状況についてお聞かせください。

また、その他、鳥獣被害防止のための新たな取り組み等がありましたらお教えてください。以上、よろしくお願いします。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

桑田議員御質問の鳥獣被害についての御質問4点についてお答えをいたします。

まず、1点目の今年の被害状況についてですが、議員御指摘のとおり、ツキノワグマの目撃情報としましては、東部地区、広船、唐竹、新屋などの山間部、また、碓ヶ関地域など多数目撃情報が寄せられているのは私も聞いております。

さて、11月末における農作物被害の状況ですが、まず、ツキノワグマによる被害件数は13件となっております。そのうち、リンゴについては8件、ニンジンについて4件、桃について1件となっております。

その他、カラスによるリンゴの被害も相当数発生していると思われませんが、具体的な件数については把握をしておりません。

また、今年10月からは唐竹、新館、沖館地区でイノシシの目撃情報が多数寄せられましたが、こちらについては農作物被害の報告はございませんでした。

2点目、これからの対策についてであります。

当市における鳥獣による農作物被害は、ほとんどがツキノワグマによるものであり、今年度は熊用の箱わなを新たに10基購入し、合計23基の箱わなを設置いたしました。

これまでの目撃情報を踏まえ、平成30年度は碓ヶ関地域に9基、東部地区に5基、尾崎・新屋・広船・唐竹地区に9基の箱わなを設置してきましたが、緊急に対応が必要なときに箱わなが不足した経緯もあることから、さらなる設置箇所を検討したうえで、箱わなの増設を図っていきたいと考えています。

続いて、鳥獣被害対策実施隊の現状についてですが、ここ数年の平川市鳥獣被害対策実施隊員数は、平成28年度は28名、平成29年度は31名、平成30年度は32名と微増となっております。

平川市鳥獣被害対策実施隊は平成28年度から組織されておりましたが、現在まで脱退者はなく、新規加入者は平成29年度で3名、平成30年度で1名となっております。

実施隊の構成は、南黒猟友会が7名、平川市猟友会が13名、碓ヶ関猟友会が7名、市農林課が5名となっております。

4点目の鳥獣被害対策実施隊への市の支援対策についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、当市では6月議会の補正予算に実施隊加入促進のための補助金を予算計上いたしました。

今年度において、実施隊には新規で1名加入しましたが、この方は狩猟免許を既に取得済みであったため、実施隊加入促進補助金の交付は受けておりません。しかしながら、実施隊の組織力強化のため、来年度以降も加入促進事業の取り組みは継続実施していく予定でございます。

また、来年度からは新たな取り組みとして、平成30年、今年の3月議会定例会において工藤貴弘議員から御提案のあった、熊用箱わなから実施隊員のスマートフォンにライブ画像を転送できるセンサーカメラ5台を導入する計画であります。これにより、実施隊の負担軽減に相当効果があるものと考えております。以上です。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

桑田議員。

ありがとうございました。

それでは2、3再質問させていただきます。

②ですけれども、今年度箱わなを10基新しく購入したということですが、それをやってみて、去年との捕獲数とか例えばそういうことあり

○議長
○経済部長
(西谷 司)

ましたら、増減と違ってわかりましたらお願いします。

経済部長。

御質問の、今回10基増設したことによりまして、捕獲数の推移についてお答えいたします。

今年度は、主に有害鳥獣のわな等に関する有害鳥獣としましては熊でございます。今年度は12頭捕獲されておりまして、平成29年度は6頭でございましたので、純粋に6頭の増ということでございます。以上です。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

桑田議員。

やはり10基ふやしたというか、それだけふえてきているのではないかと思っていますけれども、これからいろいろ熊のわなだけでなく、例えばイノシシはイノシシのわなとか別だと思えますけれども、そういうのを考えていますでしょうか。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

イノシシのわなにつきましては、これまでツキノワグマのわなが主流でやってきたんですけれども、特に今年、イノシシの目撃情報が非常に多かったということもあり、将来的にはイノシシの通り道というかその辺、どこに設置するのか、ちょっと今まで経験がないものですから、ちょっとこれから研究をしていくことにはなりますけれども、いずれにせよ、熊用のわなとイノシシ用のわなはやはりものが違いますから、全国的な例を見ながら、我が市にもどういった形がよいのか勉強していきたいと思っています。以上です。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

桑田議員。

いずれにしても、やっぱりイノシシも、聞く情報によると1頭だけでなく、大館のほうには10何匹まとまっているのを見たとか、そういうのも情報で、狩猟免許を持っている人たちからの情報もあります。それが本当だと、こっちに入ってくるのかなと思っています。そういうことで、熊、イノシシはもちろん、これからニホンジカのことも考えていかなければならないのかなと思っています。

そういうことで、2番の質問はそれであれですけれども、3番目、今の実施隊の現状についてですけれども、3名、去年、おととしから比べて3名ふえているというけれども、ふえたのはふえたかもしれませんが、元のいる人が高齢化してもう、聞けば銃も撃てないというか、山も歩けない状態の人もあると聞いていますけれども、その3名と違って入った人の年齢とかわかりましたら。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

まず、29年度3名、30年度1名ということなんですけれども、29年度に新規で入られた方ですが、まず22歳ということで、今現在最年少ということで、29年度には22歳の方が1名です。それと、同じくその年に39歳と58歳の方が入りました。29年度はこの3名です。

30年度につきましては、68歳です。ちょっと御年配の方ですけれども、

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

この方は過去にそういった猟銃の資格とか持っている方なんですけれども、1人ふえたということでございます。以上です。

桑田議員。

ふえたって、68歳と言えば私と同じ歳ですので、かなり……。でも、聞きますと、やっぱりそういう人が経験があるので逆に若い人よりいいのかなと言う人もありますけれども、いずれにしても、これからますます鳥獣被害というのは考えていかなければならないことだと思います。

そういうことで、これ何年か前というか20年ぐらい前ですか、こういう熊とかイノシシとか、まさかこちら辺に出るとは誰も思わなかったと思います。そういうことが今、実際にこうして起こっています。そういうことで、新たな取り組みをしながらこれからまた対応していかなければならないと思います。来年はいのしし年ですけども、イノシシ、ちょっと早く捕獲できればと思っています。

この間、7日の金曜日の夕方ですけども、当唐竹地区にイノシシが目撃されまして、5時ごろですか、もう暗くなる時点で出てきまして、市の職員も来まして大分探したんですけども、私たちがいつも歩く道路から個人の家の庭に入ってそのままいなくなって、1時間ぐらい私も捜してみたんですけども、なかなか見つけられなくて終わりました。その後またどうなったのか、3日ぐらいたっていますけれどもどうなったのか、まだ情報はわかりませんが、想定するに当たって、いろいろ食べ物が無くなればごみをあさりに来るのかなと思っています。

いずれにしてもそういうことで、今まではテレビ等で見ていますと、人に危害を加えたイノシシ、全国で放送になっていますけれども、ああいうことがなければいいと思っています。そういうことで、これからは皆さんで情報の共有をしながら、これに対しては対応していかなければならないのかなと思っていますので、よろしくお願いします。見てもイノシシか何かかわからないという人が大分ありますけれども、今のイノシシは完全にイノシシだそうですので、大きいイノシシだそうで、誰が見てもイノシシだってわかるというようなイノシシだそうですので、どうかよろしくお願いします。

これで、これに対しての質問を終わります。

次に、健康長寿青森県ナンバーワンを目指す当市の現状と対策についてであります。

①として、がん検診の当市の現状についてお伺いします。がんは2人に1人かかる時代になり、いかに早く見つけて治療するのが大事かということが言われています。

今年の9月にNHKのテレビで放映されていました。たまたま私見たんですけども、皆さん「ガッテン」というNHKの放送見ている方あると思いますけれども、その中で番組で乳がん検診について取り上げられておりました。乳がん検診の受診を、テレビ放映と同時期に各市町村から送ら

れるはがきで呼びかける内容であり、非常に興味を持ちました。

番組では乳がんは女性が一生のうちで一番かかりやすいがんであること。また、がんが2センチメートル以下の初期の発見であれば、95%以上の確率で治るにもかかわらず、40歳以上の女性のうち半分以上が、理由はさまざまですが、乳がん検診を受けていないことが放送されていました。

そこで、当市におけるがん検診についてお尋ねしたいと思います。まずは、一般的に5大がん検診と言われる、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がんの当市の受診率についてお尋ねします。国、県との比較もあわせてお答えくださればと思っています。

次に、②です。その受診率向上対策についてであります。

この番組では、例えば有名人が乳がんになったなどのニュースがあると乳がんへの関心が高まることから、番組で乳がんについて放送することにより、視聴者の乳がんの関心を高め、そのタイミングで各自治体が乳がん検診のはがきを送付すれば、検診受診率のアップにつながるのではないかという取り組みを行っておりました。

何年前かに、アメリカの女優でありますアンジェリーナ・ジョリーさんですか。何かあの人もがんではないんですけども、がんの恐れがあるということで手術したというのが放映されていました。

その際に、各自治体から送付されるはがきの内容についても、ただ検診料が無料であるという文面ではなく、本来これだけかかるものが市の助成により無料で受診できるというように、実際の費用も記載し、送付するものでありました。これは、テレビでよく見ます通信販売とかそういうのをヒントにしたそうです。

そこで、当市のがん検診について、テレビとの連動はなかなか難しいとは思いますが、受診率向上に向けて何かお知らせについて工夫しているか、または今後何か検討しているものがあるかをお教えてください。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

がん検診の当市の現状についてであります。当市のがん検診受診率について、まずお答えをいたしたいと思います。

平成28年度の地域保健・健康増進事業報告では、平川市のがん検診受診率については胃がんが24.9%、肺がんが19.7%、大腸がん20.7%、子宮頸がん19.4%、乳がん22.8%となっております。

現行の制度が始まった平成20年度から比べると、胃がん、肺がん、大腸がんについては微増しており、乳がん、子宮頸がんについては横ばいの傾向にあります。

なお、市の受診率はいずれも国、県の数値を上回る高い受診率となっております。

次に、受診率向上のための対策についてお答えをします。現在、市民に対するがん検診の周知については、広報紙、ホームページでお知らせするほか、3月に保健協力員の協力を得て毎戸訪問による受診案内を実施して

おります。

その他、20歳到達時の子宮頸がん検診受診の案内、40歳到達時の他のがん検診受診の案内など、個別にお知らせはがきによる通知で案内をしているところでもあります。

議員御指摘のとおり、従前どおり定期的にお知らせを送付しているのでは受診率の向上にはつながらないことから、今後は、より市民にわかりやすいがん検診お知らせのはがきを作成し、また、効果的な時期を狙って送付するなど、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

議員御指摘のテレビとの連動というのはなかなか難しいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

桑田議員。

今、市長のほうから御答弁いただきましたけれども、そのテレビの内容についてこういうの出て、見てみますと、これ40歳以上の女性の方、例えばまだ受診していないのが86万人いるんだそうです。それに対しての、はがきで出したのが圧着はがきといいまして、いろいろ検診についての予算とかいくらかかるとか、どういうふうな検診を受けるとかというのが送られてあります。大体1枚つくるのに200円ぐらいかかるということ聞いていますけれども。

例えば、全国に1,747市町村あるんですけども、その中の360以上が今回参加したそうです。それで、まだまだ足りないんですけども、例えば青森県でどのくらい参加したのかというのわかりましたら、お願いします。

○議長
○健康福祉部長
(三上裕樹)

健康福祉部長。

ガッテンと連動したがんのお知らせの件で、県内でどのくらいの参加があったのかという御質問だと思われまますけれども、県内の参加団体は3町であったというふうに伺っております。3つの自治体であるというふうに伺っております。詳細については存じ上げてございません。

○議長
○11番
(桑田公憲議員)

桑田議員。

町とするはんで市は入っていないんだ、恐らく。10市の中でももちろん当市は入っていないと思いますけれども。それで、例えば平川市の市民で、例えば40歳以上のはがきを通知しているのは何人くらいあるんでしょうか。その中のさっき言った、何%だったっけ。その人数大体わかりましたら、お知らせください。

○議長
○健康福祉部長
(三上裕樹)

健康福祉部長。

40歳以上のがんのお知らせのはがきの個別の通知ということで、お答えさせていただきます。

まず、40歳以上は女性の方であれば、乳がん検診ですけれども、平成30年度、343通の送付をしてございます。そして……。失礼しました。乳がん検診は41歳の方に167通、そして、その他のがん検診の対象者に343通の送付をしているというものでございます。以上です。

○議長

桑田議員。

○11番
(桑田公憲議員)

ではその中で、さっき22.8%とお聞きしたように思いますけれども、168名の22.8%ですか。そこ。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(三上裕樹)

167通の送付と申しあげましたのが、乳がんの41歳の女性の未受診者の方に個別通知を差し上げてございます。そのほかについては、一般的な広報であるとかホームページであるとか、あとは毎戸の回覧であるとか、そういうような通知の中で、受診の案内はさせていただいておりますけれども、個別通知と言いますのが未受診者167通ということでございます。以上です。

○議長

桑田議員。

○11番
(桑田公憲議員)

これ、あくまでも40歳以上、特定健診の前の、先ほどもちょっと一般質問の中で出ていただいた、39歳までとかって出ていますけれども、例えば40歳以上の人がそれに行って、今例えば特定健診とか、特定健診だけでなく普通の検診で40歳未満の人がどのくらい受診しているものなのか。がんだけでなくでもいいですので、わかりましたら。ちょっとそれ、通告していなかったんですけども。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(三上裕樹)

40歳未満というお話ですけれども、基本的のがん検診、胃がん検診、大腸がん、肺がんは40歳以上の方が対象となっていてございまして、あと、乳がん検診であれば40歳以上の方、子宮がん検診は20歳以上の方というのが対象年齢というふうな形になってございます。そして、特定健診も40歳以上が基本的に対象となるわけですけれども、当市においては、30代の健診ということで30歳から39歳までも対象として実施をしております。その特定健診の受診率というお話でよろしいでしょうか。

特定健診については、全体としては45%という数値、45%前後の数値で近年受診率が推移してございますけれども、30代の受診率については今、持ち合わせてございませんので、後ほどよろしく願います。

○議長

桑田議員。

○11番
(桑田公憲議員)

いろいろお聞きしましたけれども、いずれにしてもこの間、私も12月の2、3という日に健康センターで特定健診を受けたんですけども、なかなか私ぐらいの年になってもなかなか健診に行かない。何か出るから怖くて行けないとか、そういう人もありますけれども、結局がんというのはさっきも言いましたとおり、早く見つければ治る病気でもあります。今、大分研究も進んでそういうふうになっていますので、それに向けてますますこれからまた市の取り組みをしていただければと思っています。

そしてこの間、11月の20何日でしたっけ、東奥日報に載っていました。14年連続で青森県ががんで亡くなるのが一番最悪の事態ということで、14年連続というのが載っておりましたけれども、やっぱり健康長寿青森県ナンバーワンを目指す当市として、これからますます皆で頑張るこの受診率を上げなければと思っています。

そういうことで、いろいろ答弁していただきまして本当にありがとうございます。

ございました。一人でも多くの市民ががん検診を受け、早期にがんを発見できるような環境を整えていただくようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長

11番、桑田公憲議員の一般質問は終了しました。
第5席、12番、大川 登議員の一般質問を行います。
大川 登議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
大川 登議員、質問席へ移動願います。

(大川 登議員、質問席へ移動)

○議長

大川 登議員の一般質問を許可します。

○12番

ただいま議長の許可をいただきました、12番、活政会の大川 登です。

(大川 登議員)

質問に入る前に、新庁舎の建設に伴う耐震補強のために入れられるダンパーについて、私のほうから一言見解を述べさせていただきます。

オイルダンパーの改ざんが見つかり、庁舎建設は1年先送りになることが話し合われましたが、少し腑に落ちない点がありますのでお聞きください。

改ざんの記者会見でKYBは、生産計画を守りたいという思いから、余分な再調整作業を省く目的があったという趣旨を述べました。生産計画を守りたいということは、黒字を出したい、要はもうけるためにやりましたと言っているのです。こんな倫理観のない会社のオイルダンパーを延々使おうとしている役所がここにあります。そもそも、改ざんが見つかった時点でこの会社はアウトです。それを、どうして5月まで待って先送りをし、そのオイルダンパーにこだわるのかわかりません。倫理的にもおかしいでしょう。本来、締め出さなければならない会社の部品を、まだ使い続けようとしていることが私には考えられませんし、黙々と研究していいものをつくろうとしている人たちの倫理観に対し、示しがないのではないのでしょうか。

○議長

大川 登議員、一般質問の趣旨と大分離れてきたような感じがしますので。

○12番

ですから、答弁はいらないですから、私のざれごとだと思ってください。

(大川 登議員)

○議長

質問の中身に入ってください。

○12番

続行します。

(大川 登議員)

(「議長、はっきりすればいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

○議長

質問の中身に入ってください。

○12番

質問の中身ですか。もう少し話させてください。私のざれごとを最初聞くというのはだめなんですか。

(大川 登議員)

○議長

一般質問の席であなたのざれごとを聞くというのも何ですから、質問の中身に入ってください。

○12番

議長がだめだとおっしゃるのでやめますけれども、少しやっぱり倫理観

(大川 登議員)

を持った行動を取っていただきたい、そう思います。

それでは、最初の質問に入ります。ひらかドームの音響設備についてです。

ドームは年間を通して数多くのイベントがありますが、イベントに欠かせないマイクが思うように使えません。ドーム特有の反響で音響がこもってしまいます。職員もいろいろと考えてはいると思いますが、いい結果に結びつけられていません。9月に行われた青森県総合防災訓練で知事と市長が挨拶されましたが、何を言っているのかさっぱりわかりませんでした。これからも多くのイベントとか講演、講習会がドームの中で行われる機会があると思いますが、このままではいいパフォーマンスができません。

そこで、専門家をお願いをして調査していただき、結果を導いていただきたいと考えますが、そのための調査費を計上していただきたいと思うのです。教育長の御見解をお聞かせください。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長
(柴田正人)

大川 登議員の御質問、ひらかドームの音響設備について、音響に関する調査費についてお答えいたします。

ひらかドームは、当市のスポーツの拠点及び地域間交流施設として、市民の方々が多く集う施設であります。また、御承知のとおり、音響については構造上望ましい環境を有する施設とはなっておりません。

現在、ひらかドームを利用する各団体からは、音響に対するクレームはありませんが、言葉が聞き取りづらいなどハウリングが発生することはあります。

ひらかドームの音響設備の利用状況について御説明いたしますと、例として、市制施行10周年記念事業の大相撲平川場所は、主催者が専門の音響機材を準備しております。また、他の利用団体等は、施設にあるポータブルマイクで対応するなど工夫しながら利用しております。

御質問の音響に関する調査費の計上については、市スポーツ協会や施設を利用する団体等から意見を聞いた上で、調査を実施するかどうか判断したいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長

大川議員。

○12番
(大川 登議員)

それを不快に思わないということ自体がおかしいのであって、先ほども申し上げたとおり、市長の言葉一つに取っても聞こえないわけですから、そういうことをあの中でできないというふうになってしまいます。それではちょっとやはりまずいと思いますので、必ず何かの……。

一番多いのは、中で講習会をやったときにマイクを使って、みんなスポーツやる人たちがいて、そこでマイクを使ったときに、やはり聞こえないというふうになるわけです。それじゃあだめだろうと。そういうのではないんじゃないですかということをお聞きしたいんですけども、どうでしょうか。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

ただいまの議員の御指摘を踏まえまして、スポーツ協会、スポーツ団体等の意見を聞いた上で、実施について判断してまいりたいというふうにして思います。以上でございます。

○議長
○12番
(大川 登議員)

大川議員。

ここはどこまで行っても平行線なので、やめます。私の与えられた時間は15分です。

次の質問です。旧平賀町にある平川市運動施設についてです。

陸上競技場があつて多目的広場がありテニスコートがあります。そして現在、防災施設を兼ねた体育館が建設中ですが、運動施設に欠かせない時計がありません。全くないわけではないのですが、あるにはあるにしろどれも小さすぎて、全方向から見渡せるような時計がありません。アスリートたちは時計をして競技はしませんが、応援する人たち、散歩する人たち、あるいはジョギングする人たちというのは、何かにつけて時間が気にかかるものです。

ぜひ、体育館建設に合わせて、屋上にでも全方向から見渡せる大きな時計を設置していただきたいと思うのですが、教育長の御見解をお聞かせください。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長、答弁願います。

平川市運動施設、全体から見える時計の設置についてお答えをいたします。

平川市運動施設は、平成29年度に全天候型ナイター照明付きの4種公認陸上競技場、野球・ソフトボール等で利用できる平賀多目的広場が完成し、今年、テニスコート6面の人工芝張りかえ工事を行うなど、プールを含め、ひらかドームを中心とした一体的な運動施設として、その環境が充実してきており、数多くの市民の方々に利用されております。

平賀地域の運動施設に設置している時計は、テニスコートとドームの間に2面付き時計1基と、陸上競技場トイレ棟の隣に3面付き時計1基及び陸上管理棟正面に1台、合計6個の時計を設置しております。

議員御質問の施設全体から見える時計の設置についてであります。ひらかドーム周辺の運動施設及び体育館建設地を含めると、総施設面積が約10万平方メートル以上となり、施設全体から見える時計を設置することは難しいものと考えております。

今後は、パンフレット等を活用して施設利用者に時計の位置を案内してまいりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

(「質問を終わります」と呼ぶ者あり)

○議長

12番、大川 登議員の一般質問は終了しました。

15時10分まで休憩します。

午後2時59分 休憩

- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
先ほどの桑田議員への答弁漏れがございます。
健康福祉部長、お願いします。
- 健康福祉部長
(三上裕樹) 第4席、桑田公憲議員について答弁漏れがございましたので、ここで答弁させていただきます。
平成29年度の特定健診の30歳から39歳までの状況についてです。対象者は663人、受診者が70人、受診率は10.5%でありました。以上でございます。
- 議長 第6席、6番、佐藤 保議員の一般質問を行います。
佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。
佐藤 保議員、質問席へ移動願います。
(佐藤 保議員、質問席へ移動)
- 議長 佐藤 保議員の一般質問を許可します。
- 6番
(佐藤 保議員) 6席、議席番号6番、誠心会、佐藤 保が質問に入らせていただきます。
本日最後の質問者ということで、お疲れのことと思いますけれども、もうしばらくおつき合い願えればと思います。よろしく願いいたします。
私の質問でありますけれども、項目は多いんでありますけれども、2番、3番、追加質問の内容になっておりますのでそのまま質問の趣旨を説明させていただきます。
1つ目、平川市地域包括ケアシステムの進捗状況について、まずお伺いしたいと思います。
私たちは、家族や親戚、近隣の人、友人・知人など、さまざまな人たちとかかわりながら地域の中で暮らしています。そして、さまざまな生活課題や困難にぶつかりながら生活しています。日常のさまざまな問題の中でも、特に福祉分野においては多くの課題が見られます。
例えば、高齢になって介護が必要になったり、子育て中に保育サービスが必要になったり、病気のために動けなくなったり、障がいがある在宅生活の支援が必要になるといった場合があります。また、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯や障がいのある人が、日々のごみ出しや電球の取りかえ、冬の除排雪などに困るといったように、公的なサービスや制度では対応できない小さな福祉課題も多くあります。
私たちが暮らす地域社会には、さまざまな福祉課題を抱えて何らかの支援を必要としている人がおり、私たちの誰もがその当事者になり得ると言えます。
と、ここまでちょっと発言させていただきました。これは理事者の皆様はおわかりかと思いますが、第2次平川市地域福祉計画の策定に当たっての前文になります。これは、第2次は26年から30年、今年度までの計画でありますけれども、まさに地域福祉の必要性をこの一文で表現しております。

それでは、①に入ります。平川市の年齢構成と高齢者の定義についてであります。

市長は私の同年代でございますけれども、ちょっと失礼な質問とは十分承知で質問させていただきたいと思っておりますけれども、市長は、御自分は高齢者とお考えになっておりますでしょうか。お答えはまだいいですけれども。私は、自分では今の年齢でも高齢者と言われるのはちょっと憤慨します。議員の皆さんも……はい、次いきましよう。議員の皆さんもみんなそんな感じで。

高齢者の定義というのがちょっと今はっきりしていないのがございますので、ちょっと市長にはびっくりさせてしまいましたけれども、法令によっても異なっておりますので、果たして平川市では高齢者は何歳からにいたしますか。各自治体でも高齢者の定義を見直しをしている箇所もございます。今、まさに100歳までの計画があります。市長も私もあと30年、高齢者というレッテルを張られて生活することになるわけですけれども、平川市の全体の年齢構成と、それから、平川市の高齢者の定義を見直すお気持ちはございますかどうか、ちょっと御確認したい。それが1つ目でありませう。

2つ目になります。平川市の介護予防事業について質問させていただきます。

地域包括ケアシステムの構築のため、平川市ではさまざまな事業を展開していると思われませう。今現在どのような介護予防事業を行っているかお聞かせください。

まず、市長、2期目に向けて第2次平川市長期総合プラン、これは市長の2期目に向けてのビジョンだと私は受けとめておりますけれども、非常に中身は立派でございます。どこへ出しても恥ずかしくない長期総合プラン、その下に第2次平川市地域福祉計画があります。まず、今現在平川市で行われております地域福祉計画の全てが、ある程度この中に集約されるのではないかと今思っておりますので、これは後で、最後の質問です。この第3次はどういった形で我々に示していただくのかって、これも合わせて後でお知らせください。

まず、介護予防事業の内容について、まず2番目に教えていただきたいと思います。

3番目になります。地域包括ケアシステムの趣旨と申しますか、それは、住みなれた地域で最期まで。これに対して、市の力点というのはありますでしょうか。どういったことに今現在、力を注いでいるか、そこら辺をお聞きしたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

市長、答弁願ひます。

佐藤 保議員御質問、平川市の地域包括ケアシステムの進捗状況に関する3点の御質問についてお答えをいたします。

まず、1点目の平川市の年齢構成と高齢者の定義ということでございま

○議長
○市長
(長尾忠行)

すけれど、まず、年齢構成については、平成30年10月末現在では、人口3万1,460人のうち、ゼロ歳から14歳までが3,425人で10.89%、15歳から64歳までが1万7,603人で55.95%、65歳以上は1万432人で33.16%となっております。

次に、高齢者の定義についてですが、国においては、介護保険や人口統計などにおいて65歳から74歳までを前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と位置づけ、各種制度の対象者としているところであります。

しかし、高齢であるか否かは主観的な部分があり、一律に線引きできるものではなく、65歳以上の方においても職場や地域において重要な役割を担っていらっしゃる方も多く、これからも増加していくものであると認識しております。

佐藤議員も私も同世代ということで、この国の基準からいきますと前期高齢者ということになるわけでございますけれど、先ほども申し上げましたが、高齢であるか否かというのは、その人自身の主観的な問題もかなり強いと思いますし、同じ高齢者であっても元気な人、また、介護が必要な人、さまざまでございますので、その定義というものを今見直す必要があるのかどうか、見直す考えはというふうなことでありますけれど、そこまで見直すことは考えなくてもよろしいのではないかなというふうに思います。それぞれ暮らしている皆さんが、やっぱり自分は高齢者というよりは、元気に働ける人であればどんどん元気で長生きしていただければというふうに考えております。

それから、2点目、平川市の介護予防事業についてであります。

高齢者が要介護状態となることを予防するため実施しております介護予防事業としては、運動・栄養・口腔・閉じこもり・認知・うつの6項目においてリスクのある方を対象とし、4カ月間の短期間で改善を図る通所型サービスC、65歳以上の元気な方を対象とした介護予防教室等を開催しております。

また、高齢者の方が、住みなれた地域で最期まで在宅生活を継続することができるよう、医療と介護の専門職の連携を推進する在宅医療・介護連携推進事業、医師等により認知症初期の方に早期にかかわり適切な医療と介護につなげる認知症初期集中支援事業、地域での互助による支え合いの体制を整備する生活支援体制整備事業等を実施しております。

3点目の御質問であります。当市においては、高齢者が増加する中、住みなれた地域で最期まで在宅生活を継続するために、現行の介護サービスのみならず、地域における互助による体制づくりが必要だと考えております。

その互助による地域づくりを推進する生活支援体制整備事業により、地域の集会所などで住民が定期的集い、介護予防の体操、レクリエーション、ゲーム、茶話会などを行う通いの場の設置運営について、補助制度を整備し、町会等と個別に協議を実施しております。

現在、2団体がこの補助金制度を活用する運びとなっており、そのほか4団体とも協議を進めているところです。

議員の町会であります金屋町会においても、この通いの場の運営をしておりまして、先般新聞報道されておりましたが、佐藤議員も新聞に写真のほうが出ておったように思います。

今後も、通いの場の増加を図り、地域の方々のふれ合いを核とした支え合いの地域づくりを進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

やはりそうですね。年齢は個人差が大きいということでいろいろ御回答ありましたけれども、市長はまだまだあれですね。頑張ってください。

65歳以上、これ、昨日の新聞にありましたけど、高齢化率33.2%ございました。これは8月末でありまして、私いただいたデータは、10月31日で65歳以上は1万432人、高齢化率という割合で示しますと0.33159、ほとんどイコールですね。2カ月でそう変わるものではないかと思えますけれども。

この33.1%、私、実は昨年12月の一般質問でも平川市の2025年問題ということで質問させていただきました。ちょうど団塊の世代が75歳、私もいずれ該当することになりますけれども、団塊の世代を中心とした対策というのは特に取ってはいないということで昨年は聞いているんですけども、その団塊の世代を、こういう言い方は何ですけども味方につけることによって、いろいろと平川市の医療にも寄与するでありましょし、特にそういう団塊の世代を狙ったような事業というのは計画はしていないでしょうか。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

高齢者対策として、いわゆる団塊の世代、戦後のベビーブームに出生した皆さんが2025年には75歳以上になるということで、2025年問題、よく言われておりますけれど、その団塊の世代に絞った対策というよりは、先ほど高齢者の定義等のところで申し上げましたが、団塊の世代でなくても体力的に劣っている方もございますし、いわゆる高齢者全般を通しての対応というのは、行政として考えていかなければならないと思っておりますが、ただその団塊の世代に絞るということではなくして、いわゆる社会全体の中で介護や援助、支援が必要な人に対する支援というのは、これからさまざまな形でまたやっていかなければならないと思っております。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

ありがとうございます。私、特に団塊の世代と申し上げましたけれども、先日市のほうからいただきました年齢、年代別の比率を見ましてもやはり抜け出ております、団塊の世代と言われる方が。71歳であれば553名、70歳が521名、69歳が641名です。ほかの世代とはやはりちょっと多いですね。

そんなもんですから、いろいろこの世代をある程度ターゲット、今、市長おっしゃいましたけれど、やはりそんな絞ったの対応はちょっと難しい

ということでございますけれども、これから平川市の高齢者と言われる人
たちをぜひ市長と一緒に、何か新しい事業とか見つけて元気づけていただ
きたい。そう思いますけれどもどうです。市長と一緒に、市の団塊の世代
を対象にした事業等お考えになりませんか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

私が団塊の世代の人と何か一緒にやる事業というふうなことでございま
すが、今そういうふうな検討はしておりませんが、もし必要であれば
また、対応というのはやることもやぶさかではございません。

スマイルズという作家だと思いましたが、「青春」というのがありまして、
詩が、青春とは年齢の一時期を指すものではなくて、その人の心の中にあ
るんだと。そして、未来に対する夢とか希望とか志があれば、幾ら年老い
ても、肉体的な年齢はいつでも青春なんだというふうな詩があって、私は
好きなんです、決して団塊の世代であっても若々しく、さまざまな夢を
持ちながら生活している人もあると思います。

ですから、先ほど申し上げましたように一概に年齢だけで高齢者、ある
いは2025年問題、団塊の世代が非常に多くなって心配だとか、それは、も
ちろん年齢を経ることによって肉体的に衰えはこれは必ず来ますし、そう
いう意味での介護やあるいは支援が必要な人は多くなってはまいりますけ
れど、そこだけを通して高齢者というふうに定義づけるのはいかななもの
かというふうに思いますし、先ほど申し上げましたが、今、議員御指摘の、
私とというふうなことでありますけれども、それがあっていいのかどうかも
含めて、今後ちょっと検討してみたいと思います。

○議長

佐藤 保議員。

○6番

(佐藤 保議員)

確かにそのとおりでございます。いずれ人生100年時代というのは、もう
政府でも旗揚げしまして、あるデータちょっと、新聞情報でしたけれども、
2007年に生まれた方は半分以上が100歳を超えるっていうんです。そういう
データが、外国の研究者だと思えますけれども、日本ではそうなるというこ
とで言っています。これからますます100歳まで。

私はもう、実は、これは余計な話になりますけれども、昭和40年代に社
会に出ました。その当時は55歳が定年で、60歳まで延びる時期だったんで
すね。定年になれば余裕である程度暮らしていけるのかなという感覚でお
りましたけれども、今現在、そのときの未来に今、私、立っておりますけ
れども、まるっきり社会情勢が違っております。それを否定するわけ
ではありません。それにある程度順応していかななくてはいけないと自分にも
言い聞かせておりました。

それで、介護予防と言いますのは、介護にかからないための予防であり
ますので、要は100年時代、70歳から100歳まであと30年、高齢者というレ
ッテルで生きるのもちょっときついついところなんでありまして、この
100年時代を占うところで、リカレント教育、学び直しの教育というのが出
ております。

先ほど、誠心会の長内議員からもリンゴの研修とかの話が出ておりますので、高齢者を対象とした、今までリンゴの経験のない人たちの、リンゴのつくり方とかある程度教えていただければ、私もぜひ教えていただきたいとの感覚でありますので、サラリーマンで勤められてきた方に、ある程度平川市のリンゴの育て方とか、やってみたい人にはある程度援助すると。そういうこともちょっとお考えになっていただければと思います。

続いて、次の3番目の住みなれた地域で最期までということに入らせていただきます。

私、実はこの地域包括ケアシステム、このテーマを選んだとき、やはりちょっと難しいと思いました、奥が深くて。しかし、平川市のこういう計画を見ますと、実に立派でございます。我々が今まで一般質問で出した質問が、実はこの資料の中にほとんど網羅されているんです、実は。改めて、最近この資料を見て、ちょっと勉強不足だったというのはちょっと実感しております。

この次にこういう地域福祉計画、これの策定計画、来年度になれば発表するんですけども、それまでの筋道をちょっとだけ今教えていただければお願いしたいと思います。

○議長

健康福祉部長。

○健康福祉部長
(三上裕樹)

地域福祉計画について御説明いたします。

現在は第2次の計画でございます、次の策定が第3次の計画ということになりますけれども、計画の期間が31年度から35年度までの5年間、これは福祉部門で言いますと最上位の計画ということになってございます。

現在、策定委員会において草案を作成してございます。それをもって、パブリックコメントを経て最終的な決定という運びになってございまして、3月末には完成するという予定でございます。

そして、議員の皆様を初め、例えば福祉の関係の事業者さんなどにも配付しまして、市民一世帯ずつ全てにとということではございませんけれども、ホームページとかそういう形でまた周知をしていきたいというふうに考えているものでございます。以上でございます。

○議長

佐藤 保議員。

○6番
(佐藤 保議員)

ありがとうございます。この内容を見ますと、もう市民全員で知るべきような内容になっているわけです。広報とか利用しまして、できるだけわかりやすく市民に説明していただきたい。今までもいろんな場面で、広報の中では部分部分では掲載はしているんでしょうけれど、これを見まして、今まで私、一般質問で何ていう質問したんだと。これ見ればよかったわけでありまして。これはインターネットから、ホームページのほうから取って、今回の質問になったわけでありまして。

地域包括ケアシステム、住みなれた地域で最期まで。まず、高齢者が引け目を感じるような地域社会にはしないほしい。つくらないでいただきたいということが、まずこれの狙いでありまして。人は誰しも最期を迎える

わけであります。そのとき、平川市に住み続けてよかったと思う地域を、ぜひ市長のほうにつくっていただきたい。今まであまり話題にしてこなくて避けてきた人生の最期のことを、もう語り合う時代になりました、100歳まで生きますと。

これからも福祉関係の方々、いろいろかなり難しい課題が控えていると思いますけれども、ぜひ自信を持って、この計画どおり。これ計画ですので、実際すばらしい計画です。ですけれども具体性にはちょっと欠けますので、そこら辺は絶対、関係者と相談してうまく進めてください。よろしくお願いします。

以上で地域包括ケアシステムを終わりました、次、2つ目の質問に入ります。平川市の公共交通について、ちょっと質問させてください。

その1つ目、尾上地域路線バスの廃止と減便についてということでありまして、12月1日からいきなり弘前尾上線が廃止、黒石尾上線が減便になっております。両路線で対応が異なっているようですが、何でこうなったのか、時系列的にお知らせください。これが1つ目。

平川市循環バスの現状について、昨年12月の一般質問でも、実際に乗ってみてその感想を言わせてもらいました。まさに平川市という名称を外してくださいと私、市長に言ったかどうか、今ちょっと定かではないんですけれども、旧町名で呼ぶべき実態の循環バスでございました。いろいろな経緯があつての結果だと感じておりますけれども、現在の路線状況と便数、利用状況についてお尋ねしたいと思います。

3つ目、市民の足としての循環バス再編成について。

平川市地域包括ケアシステムの施策にも直接関係するわけでありまして、高齢になっても閉じこもることなく、自分の意思で買い物や地域の行事に参加することができるような公共交通の必要性を切に感じております。体育館も今できます。それから陸上競技場、それから市役所も今中心部にできます。全て旧平賀の中心部に集まるということで、その離れている地域からの足の確保というのは、市の絶対的な使命だと思いますので、そして暮らしやすい設備、市をつくっていただきたいということで、その3つ、御回答願いたいと思います。

市長、答弁願います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

平川市の公共交通についての御質問3点についてお答えをいたします。

まず、尾上地域路線バスの廃止と減便の経緯についてであります。尾上地域を運行していた弘南バス株式会社による弘前尾上線の廃止、及び黒石尾上線の減便の経緯についてであります。まず弘前尾上線につきましては、今年3月に国庫補助路線の廃止が決定され、その後の事業者及び関係市町村との協議を経て、8月24日に行われた青森県バス交通等対策協議会津軽南地域分科会において協議の上、廃止が決定されております。

また、黒石尾上線の減便につきましては、弘前尾上線と同様、利用者の減少に伴い、3月に国庫補助路線の廃止が決定され、事業者である弘南バ

ス株式会社と沿線市町村である黒石市と平川市で対応の協議を重ねてまいりましたが、9月20日をもって3者が合意したことから、12月1日から7便14往復の運行を、土曜日・日曜日・祝日を除く3往復6便に減便することとなりました。

現在は、廃止となった弘前尾上線の代替として毎日、減便となった黒石尾上線については弘南バスが運行しない土曜日、日曜日及び祝日に、それぞれ乗り合いタクシーの尾上日沼線、尾上金屋線として運行を12月1日から開始しておりますので、御利用いただければと思います。

次に、平川市循環バスの現状についてであります。平川市循環バスは、弘南鉄道平賀駅を発着点とし、現在は新屋・尾崎線、唐竹・広船線、杉館・松崎線、岩館・大坊線の4路線を運行しております。新屋・尾崎線、唐竹・広船線は毎日6便、杉館・松崎線、岩館・大坊線は毎日3便運行しており、弘南バス株式会社が行っております。

今年度4月から10月末までの利用状況は、バスの利用者が延べ1万2,644人で、1日当たりの利用者になると61.8人、1便当たりの利用者になると3.2人となっております。前年度同時期の1万3,287人と比べると、643人の減となっている現状であります。

次に3点目、市民の足としての循環バス再編成についての御質問ですが、現在のところ、今後の新庁舎開庁に伴い市役所の機能集約が図られるため、新庁舎へ来庁する市民がふえるものと想定されることから、それに合わせた再編成を進めていくこととしております。

市民の方々が気軽に足を運べるよう、新庁舎を中心とした新たな交通システムを構築し、にぎわいの創出を図るとともに快適に暮らせるまちづくりを目指すこととしております。

その際には、路線の経路や便数などについて市民の皆様から御意見をいただきながら、より利便性が高く、多くの皆様にバスを利用してもらえようような仕組みをつくっていきたくと考えております。以上であります。

佐藤 保議員。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

ありがとうございます。最初に①の再質問になります。尾上駅から日沼方面は廃止ということで、便数はそのまま継続のデマンドタクシーになっております。それから片や金屋方面、南田中金屋方面は往復の14便が3便、往復の6便ということでかなり減便になっております。一番必要とされる朝一とか夕方の帰宅時間帯はカットされておまして、昨年12月の一般質問で、実は空気だけ運んでいる路線バスと、若干皮肉った言いぶりをしたわけでありまして、まさか私の責任でこんなに減便になったのではないと思っておりますけれども、ちょっとそのことについて説明してください。

要は、あまりにも減便数が大きい。しかも中心時間帯、朝晩の必要な時間帯がないということで、そこら辺はどういったお考えですか。

○議長
○企画財政部長

企画財政部長。

ただいまの佐藤議員のほうの質問にお答えします。

(須藤俊弘)

まず、乗り合いタクシー尾上金屋線につきましては、平日には路線バスで弘南バス株式会社による黒石尾上線、これが3往復6便運行されています。しかしながら、これにつきましては平日のみの運行でございます。土曜日・日曜日・祝日は、先ほど市長からも答弁がありましたとおり、運行しないということになってございます。このことから、運行しない日に乗り合いタクシーの運行をしようということで、12月1日よりこれを開始してございます。

今回の黒石尾上線の減便につきまして、7往復14便から3往復6便となったということにつきましては、今まで利用されている地区の市民の方々には大変、御不便をおかけするという形になってございます。

その上で、市としましては、現在弘南バスが運行します路線バス黒石尾上線と、市が実施している乗り合いタクシー尾上金屋線が、万が一平日に混在して運行した場合において、予約の必要の有無とか料金の違い、また、乗り合いタクシーでは黒石方面には向かえない。要は運行されていないものですから乗りかえできないということも生じることから、逆に利用される方に不安と混乱を招きかねないと市では判断したものでございます。

今回の乗り合いタクシーの運行に際しましては、弘南バスが運行しない土曜日・日曜日・祝日に運行することとしたものでございますので、どうか御理解くださるようお願いしたいというふうに思います。以上です。

佐藤 保議員。

○議長

○6番

(佐藤 保議員)

朝晩の通勤それから帰宅時間帯がカットされ、その中だけやる。若干、利用者が混乱するからということで、その朝晩のものはカットされました。確かに混乱するであろう、私も参加してでこういう質問はあれなんですけれども、利用者、地域の方は若干寝耳に水と言いますか、地元地域からすれば聞いていなかった、何なんだというあれもありますので。ここら辺は、ちょっといろいろ説明不足だったのかと感じております。

確かに、市長並びに理事者の皆さんに一言だけ申し上げたいと思いますけれども、市の担当の方から聞いて決して、表現が悪いが、悪意があつてのこういう減便じゃないというのは十分わかりました。ですけれども、十分このコミュニティバスに関しては、地元との話し合いをなくして進めれば大変なことになるんです。

確かに混乱するであろう、確かに混乱するかもしれませんが、一番大事な時間帯を削られてしまったわけでありまして。これの対応をさせていただきまして、大変なことだ、行政のさじ加減で地域は殺されるんじゃないかと。それはちょっと言い過ぎでありますけれども、十分これからも理事者の皆様もそういうことのないように、地元との話し合いを十分進めていって、事を進めていただければと思います。

次の、平川市循環バスの現状ということでありますけれども、旧平賀町内だけ回っているということで、これも通っていない地域のひがみで申し上げるんですけれども、歴代の市長のおられるところ、ちょっと手厚くな

○議長
○企画財政部長
(須藤俊弘)

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

っているんじゃないかと。若干、ひがみで感じているわけなんですけれども、それはないですね。よろしく。

企画財政部長。

ただいまの佐藤議員のほうから、歴代の首長のことちょっとお話になったようですけれども、私が知る限りにおいては、そういう考え方も思ったこともございません。

佐藤 保議員。

失礼いたしました。余計なことでした。いずれ、公共交通を語る上においては、地元との十分な話し合いで進めていただければと思います。

それでは、今の平川循環バスを見ましても、何か利用率が少ない。聞きますと、朝晩のやはり一番大事な通勤それから帰宅時間、抜けているんです。高校生の場合を見ましても、夜の7時台、7時半ころ平賀の駅前が迎えのマイカーで、車でもう渋滞になっているということを聞いておりますし、そこら辺もこれから新しい循環システム、循環バスの再編成においても、高校生の使いやすい時間帯、通勤者も使いたい時間帯をちょっとお考えになっていただければと思います。

各ほかの市町村の例でも、循環バスがうまくいっている箇所というのは、じっくり地元との話し合い、そして決めているようでありますので、時間帯にしる便数にしる、地元の皆さんの意見を十分吸い上げる形で進めていただければと思います。

それからもう一つ、これも言わなくちゃいけないんですけれども、平川市地域公共交通協議会、議事録もホームページにありましたので、全部見させてもらいましたけれども、若干、運営者側の目線で全部事を進めているんじゃないか。地域からの意見の吸い上げ、町会長さんの名前とかも議事録の中にはたまに出てまいりますけれども、やはり使う側の身になって循環バスの再編成のほうをひとつよろしくお願いします。

循環バスに関しては、以上で終わらせていただきます。

3番目の質問に入ります。

けさの平川市は、まさにホワイトアウトでした。みんなライトをつけて車を運転しておりましたけれども、それと反対の、平川市のブラックアウトということで質問に入らせていただきます。

ブラックアウトという言葉は、9月に発生しました北海道胆振東部地震で、北海道電力管内が全停になったことからマスコミでも取り上げられ、私たちも知ることとなったブラックアウトであります。この言葉はいろいろな場面に使われております。先週の木曜6日、携帯電話会社のブラックアウトが発生していろいろ大混乱になっておりました。

さて、何で今回この質問、この大げさな言葉を使わせてもらったかと申しますと、近年、災害に全く縁のない平川市になっております。市長が就任をされてから、大きな台風も来ておりません。意外とそういう状況で市長の何か、市政に影響はないんでしょうけれども、何か災害が少ないとい

うことでありまして、また、防災関係の質問をするに当たって、私の記憶する中で、唯一平川市がパニックになった事象、現象を思い出します。リング台風を思い出したわけです。

ということで、①の質問に入ります。平成3年台風19号の被害状況について質問したいと思います。

平成30年の今年も、日本海側を一気に北上する同じコースをたどり、リング台風の再来かと心配された21号、9月4日から5日にかけてリングの落果被害が発生しました。平川市は、幸いにも数パーセントという被害ということで発表になっておりますけれども。

平成3年、合併前のことで3町村それぞれのデータはそろっていないかもしれませんが、農林と総務にお願いしておりましたので、トータルした被害額、そして市民生活に与えた影響などについてお知らせください。それが1つ目であります。

2つ目、本庁舎及び各避難場所の予備電源について。

いざ長期の停電になったときの、市の予備電源の状況についてお知らせください。

平川市にはバイオマス発電所、14,000世帯分の供給能力があると先日見学したとき教えていただきましたけれども、節電すれば平川市は、節電しながら供給すれば平川市は全部供給はできる発電量かもしれません。そして、各小・中学校には太陽光発電システムを備えております。

しかし、いざ停電になりますと、一斉のブラックアウトになりますと、それらの発電所、バイオマスももちろん使えません。ということで今、予備電源が非常に大事な電源として活用されるかと思っておりますので、その今の現状をちょっとお知らせ願えればと思います。

3つ目です。長期停電時の市からの連絡方法についてということで、新しく構築された平川市防災無線、双方向通信、同時複数通信に対応したデジタル方式の最新型防災行政無線システムであります。広報ひらかわ等でも紹介があり、現在も市からの情報提供等に利用され、いざ災害本番というときにも大活躍することが期待されます。

しかし、せっかくのシステムも停電時には使えないのではと思いますが、バックアップあるいは代替の方法について御説明願います。以上、よろしくお願ひします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

佐藤議員御質問の、平川市のブラックアウトについての御質問3点のうち、私からは1点ほど答弁させていただきます。

(長尾忠行)

まず、平成3年台風19号の被害状況についてであります。旧町村合併前の平成3年9月28日、通称リング台風と呼ばれる台風19号は、本県では当時の史上最高となる最大瞬間風速53.9メートルを記録し、津軽地方を中心に未曾有の被害をもたらしました。

旧3町村においても、人的被害を初め、交通の遮断、家屋の損壊、リン

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

ゴの落下、そして、長期にわたる大規模停電など、住民生活や生産活動全般において甚大な被害や影響をもたらす結果となりました。特に、この大規模停電につきましては、全面復旧まで8日間を要するなど、これまで経験したことのない災害対応を強いられたものと伺っております。

本台風による被害の概要、防災拠点における予備電源等の対応状況及び防災情報の伝達方法につきましては、総務部長より答弁させます。私からは以上です。

総務部長。

本台風につきまして、旧3町村全体での被害の概要についてお答えいたします。

まず、本台風では不幸にも犠牲者が1名発生しており、また、重軽傷合わせて59名の方が負傷される結果となりました。

続いて、住家被害では全壊が11棟、半壊が490棟、一部破損では1,113棟と、合計で1,614棟もの被害がございました。

次に、主な農業被害についてでございます。栽培面積の9割弱が被害を受けたリンゴが特に被害が顕著であり、被害額で65億7,900万円、また、ブドウでは4,900万円、野菜が1,200万円、水稲では4億9,700万円の被害がございました。また、施設園芸ではパイプハウス等の被害が1億3,200万円、格納庫等の共同利用施設では1億8,000万円の被害額となっており、農業関係全体で約74億6,000万円もの被害が発生したところでございます。

次に、当市の防災拠点等における現在の予備電源等の対応状況についてお答えいたします。

非常用発電機の整備状況については、まず、防災拠点となる現在の本庁舎では、16時間の連続稼働が可能となっており、災害対策本部等が設置される本庁舎3階の全部及び電算室、その他の階では一部で電気の使用が可能となっております。あわせて、本庁舎のサーバー室には無停電電源装置を設置し、瞬断を含む停電時の対応に備えているところでございます。

また、本庁舎の防災拠点機能の代替施設となる健康センターにおいては72時間、災害対策本部の地域連絡所となる尾上総合支所では10時間、碓ヶ関総合支所では24時間の連続稼働が可能となっております。これらの施設についても、停電時においては、一定期間は事務室等の主要な範囲では電気を使用できる体制としているところでございます。

次に、各避難所における予備電源についてでございます。大規模災害時に指定避難所の開設が見込まれる市内小・中学校につきましては、太陽光発電蓄電池により、携帯電話の充電や、避難所運営事務局としての活用が見込まれる職員室において12時間程度は電気を使用可能です。

また、体育館の運用につきましては、避難施設として必要最低限の対応ができるよう、可搬式インバーター発電機やドラム式コード、投光器等を配備しております。

これら予備電源の現在の体制につきましては、緊急時の燃料確保を前提

に、必要最低限の備えとして整備したものであります。このため、大規模災害時においては、市内の災害状況や停電規模、復旧に要する期間等に応じ、災害協定機関や県と連携しながら、電源や燃料の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、長期停電時の市からの連絡方法等についてお答えいたします。

長期停電となった場合の市民への防災情報等の伝達につきましては、基本的には市防災行政無線を使用することとしております。この防災行政無線では、災害時の利用を想定し、停電時においても最低3日程度は運用できるよう、庁舎統制室や中継局、また屋外スピーカーに予備電源を備えており、商用電源の復旧までの一定期間においては運用できる体制としているところであります。

また、当市では、情報の多重化を図るため、市内の携帯電話にメールを強制配信する緊急速報メール、防災行政無線による放送内容について登録者に対し同時にメール配信する防災情報メールも運用しております。なお、これらの配信内容は、防災ツイッターとして市ホームページに掲載される仕組みとしているところであります。

あわせて、緊急時においては、現在、国の災害情報共有システム、通称Lアラートと呼ばれるシステムの活用も可能であります。このシステムでは、自治体からの避難勧告等の緊急情報を、県の防災情報システムを介しテレビやラジオ、インターネット事業者等を通じて住民へ伝達できるものであります。

このように、長期停電時においては、防災行政無線による放送を基本に、その他広報車による対応、また、テレビやラジオ、携帯電話等といった個人が所有する媒体等も有効に活用しながら、情報の多重化に努めてまいりたいと考えているところであります。以上です。

佐藤 保議員。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

ありがとうございました。時間が押しておりましたので、ちょっと私のほうで最後、まとめた発言にさせてもらいたいと思います。

いずれもう一度、平川市は台風が襲ったらどうするのか。若い職員の方に聞いてもあまり、やはりその当時まだ小さかったということで意識においていないようであります。平川市にもう一度あの台風が来たらどうしようということで、職員の皆さんも頭に入れて業務のほうを推進していただければと思います。

そしてもう一つ、最後のところになります。長期停電時、市からの連絡方法、すばらしい防災無線システムがあります。けれども、基地局と申しますか、そこの中継局、子局も被害に遭う場合もあるわけです。まだ正直言って全部、あのシステムをもうちょっと使いこなす形で運用していただければよろしいのかと思います。機械の合成音声のため、一部地域ではまだ聞きとれないという声もあります。緊急時には肉声での伝達も必要かと思えます。今後も少しずつ調整をしながら、市民が全員聞こえるようなシ

システムづくりを進めてください。

また、スピーカーでの一斉放送のため、情報量の多い伝達には不向きな面もあります。将来的には、個別受信についても検討すべきでありましょう。

もう一つですが、私たち誠心会、今年7月の行政視察で石川県野々市市を訪問しました。FMN1というコミュニティーFM局を運用しております。市内にサテライト局が5局ぐらいありまして、市庁舎内にもサテライトがあります。市の情報が逐次、市民に提供していると。たまに市長とか職員の皆さんもマイクの前に立つ。議員にも、ある程度強制的に何回か発言の機会を得ているということでもあります。

FM局の有効性というのは、十分皆さんも御存じであります。そして3.11、あのときも急きょ災害FM局を立ち上げ、今もまだ運用している箇所もありますので、FM局、全員が安いラジオで聞けるような情報提供のシステムも、ちょっと将来的には考えていく必要があるのかと。

先日、エフエムジャイゴウェーブ、田舎館の道の駅にあります。ちょっと外から見てまいりましたけれども、結構、放送聞いても地元の情報が流れておりましていいかなと。将来的には、個別の受信装置、FM放送での情報提供等も視野に入れていただければと思います。

私の質問は以上で終わります。

6番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、11日、午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

○議長

午後4時11分 散会

